# ディスクロージャー誌　2023

## みなさまのＪＡかいふ

## かいふ農業協同組合

JAかいふ ホームページ

https://jakaifu.jp

# ＪＡ　綱　領

## ～　わたしたちJAのめざすもの　～

わたしたちJAの組合員・役職員は協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは、

1．地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
1．環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
1．JAへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
1．自主・自立と民主的運営の基本に立ち、JAを健全に経営し信頼を高めよう。
1．協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

# ー 目　　次 ー


ごあいさつ …… 3
１．経営理念 …… 4
２．経営方針 …… 4
３．経営管理体制 …… 4
４．事業の概況（令和４年度） …… 5
５．農業振興活動 …… 6
６．地域貢献情報 …… 6
７．リスク管理の状況 …… 7
８．自己資本の状況 …… 10
９．主な事業の内容 …… 11

【経営資料】
Ⅰ　決算の状況
１．貸借対照表 …… 23
２．損益計算書 …… 24
３．キャッシュ・フロー計算書 …… 25
４．注記表 …… 27
５．剰余金処分計算書 …… 45
６．部門別損益計算書 …… 46
７．財務諸表の正確性にかかる確認 …… 48
８．会計監査人の監査 …… 48
Ⅱ　損益の状況
１．最近の５事業年度の主要な経営指標 …… 49
２．利益総括表 …… 50
３．資金運用収支の内訳 …… 50
４．受取・支払利息の増減額 …… 51
Ⅲ　事業の概況
１．信用事業 …… 52
（１）貯金に関する指標 …… 52
①　科目別貯金平均残高
②　定期貯金残高
（２）貸出金等に関する指標 …… 53
①　科目別貸出金平均残高
②　貸出金の金利条件別内訳残高
③　貸出金の担保別内訳残高
④　債務保証見返額の担保別内訳残高
⑤　貸出金の使途別内訳残高
⑥　貸出金の業種別残高
⑦　主要な農業関係の貸出金残高
⑧　農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況
⑨　元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況
⑩　貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
⑪　貸出金償却の額
（３）内国為替取扱実績 …… 58
（４）有価証券に関する指標 …… 59
①　種類別有価証券平均残高
②　商品有価証券種類別平均残高
③　有価証券残存期間別残高
（５）有価証券等の時価情報等 …… 60
①　有価証券の時価情報等
②　金銭の信託の時価情報等
③　デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引

２．共済取扱実績 …… 61
（１）長期共済新契約高・長期共済保有高 …… 61
（２）医療系共済の共済金額保有高 …… 61
（３）介護系その他の共済の共済金額保有高 …… 62
（４）年金共済の年金保有高 …… 62
（５）短期共済新契約高 …… 62
３．農業・生活その他事業取扱実績 …… 63
（１）購買事業取扱実績 …… 63
（２）販売事業取扱実績 …… 63
①受託販売品
②買取販売品
（３）保管事業取扱実績 …… 64
（４）利用事業取扱実績 …… 64
（５）その他事業取扱実績 …… 64
Ⅳ　経営諸指標
１．利益率 …… 65
２．貯貸率・貯証率 …… 65
３．職員１人当たり指標 …… 66
４．１店舗当たり指標 …… 66
Ⅴ　自己資本の充実の状況
１．自己資本の構成に関する事項 …… 67
２．自己資本の充実度に関する事項 …… 68
３．信用リスクに関する事項 …… 70
①　標準的手法に関する事項
②　信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）
及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高
③　貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
④　業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額
⑤　信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額
４．信用リスク削減手法に関する事項 …… 74
①　信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要
②　信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額
５．派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 …… 75
６．証券化エクスポージャーに関する事項 …… 75
７．出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項 …… 76
①　出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
②　出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価
③　出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益
④　貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
（その他有価証券の評価損益）
⑤　貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
（子会社・関連会社株式の評価損益）
８．リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 …… 77
９．金利リスクに関する事項 …… 77
①　金利リスクの算定方法の概要
②　金利ショックに対する損益・経済価値の増減額
【役員等の報酬体系】 …… 79
【ＪＡの概要】
１．組織図 …… 80
２．役員構成（役員一覧） …… 81
３．組合員数 …… 82
４．地区一覧 …… 82
５．特定信用事業代理業者の状況 …… 82
６．組合員組織の状況 …… 83
７．沿革・あゆみ …… 84
８．店舗等のご案内 …… 85

# ご あ い さ つ

現在のわが国においては、急速な農業従事者の減少や超高齢化社会の到来により、地方では耕作放棄地の増加、集落機能の低下や地域経済の停滞、農業生産基盤の脆弱化が進むとともに、地域の活力が失われつつあります。また、世界的には昨年からの大国の侵略戦争の影響等により、食料品や原料の輸出制限が取られ、わが国の食料安全保障が危惧される情勢が続いております。

国内農業についても、このような世界的な地政学的リスクや、肥料・農薬等を始めとする生産資材の高騰を受け、燃料・電力等のインフラに係る経費等も上昇し、国民全体の生活に影響が出ています。こういった環境のなか、農家組合員の営農や暮らしはますます厳しさを増しており、持続可能な農業と食の提供のために、より一層の厳しい農業環境に柔軟に対応できる安定した組織経営基盤を備えたJAの構築が求められ、不断の自己改革を通じた経営体制の確立・強化に取り組むことが重要となります。

県下JAグループとしては、このような情勢のなか、3月14日に県下9JAで同時開催されました臨時総代会におきまして合併決議を承認いただき、令和6年4月1日の新県域JAの発足の運びとなりました。

この度の合併構想では、JAグループの経営資源の集約による事業体制の拡充・強化を図り、既存の枠組みを超えた新たな事業展開を可能とする組織として、環境・時代の変化に的確に対応できる県域統合JAの実現に向けた取り組みを加速化させ、組合員や利用者が求める農業や暮らしを持続的に支えていく新JAを目指すことを目的としています。

また、今日のような厳しさを増す金融情勢や農業生産構造の急速な変化などの環境のもと、今後も組合員の農業経営支援の強化、生産体制の効率化を目指し、行政との連携も取りながら、中山間地域の強み、特色を踏まえた農産物の振興、担い手の育成をめざしてまいります。

経営管理面においては、経営方針の透明性・信頼性の向上を図るため、法人による公認会計士監査を実施しており、徹底した情報開示、コンプライアンス（法令順守）体制の確率に務め、不祥事未然防止対策の徹底、リスク管理を含めた内部管理体制の強化に取り組んでいまいります。

どうか、組合員の皆様方におかれましては温かいご理解とご協力をお願い申し上げます。

## １．経営理念

ＪＡかいふは、**「安心して暮らせる豊かな地域社会の実現と地域への貢献」**を基本理念とし、地域農業の創造と心豊かな地域づくり、人づくりをめざします。

## ２．経営方針

### ◇　県域統合JA発足に向けて

令和６年４月１日県域統合JA発足に向けて、今後も様々な事項について協議を進めていきますが、合併協議においては組合員のためを第一に考えた協議を積極的に進め、将来の農業を支える組織基盤の構築をめざし、組合員の皆様から「なくてはならないJA」と言っていただけるJAとなるため、合併協議に取り組んでまいりたいと考えております。

### ◇　内部管理態勢の強化

農協法の改正を受け、今年度から当組合においても公認会計士監査を受けることとなったことから、これまで以上に内部牽制の確保と内部統制構築に取り組むとともに、不祥事未然防止対策を強化し、コンプライアンスに則った経営を行います。

### ◇　「儲ける農業」の実現・担い手サポートの充実

「きゅうりタウン構想」を基軸として、JAの使命である『農業者の所得向上』『農業生産の拡大』を最重点目標と位置づけ、実現に向けた具体的な取り組みを継続します。また、GAPの取り組みによる安心安全な農産物の生産に取り組むほか、担い手農家への個別対応機能を強化し、多様なニーズに応えられるJAをめざします。

### ◇　組合員のアクティブ・メンバーシップの確立

組合員の皆様の要望に応えるJAサービスを提供していくために、利用者満足度の高い店舗の構築に取り組みます。また、准組合員や地域の方々を「農業や地域経済の発展を共に支えるパートナー」「農業振興の応援団」と位置づけ、参加可能な各種イベントを開催し、JAに対する理解の醸成を図ります。

## ３．経営管理体制

### ◇　経営執行体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、青年部や女性部などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

## ４．事業の概況（令和4年度）

令和４年度は、新型コロナウイルスに加え、ロシアのウクライナ侵攻に端を発した物価高騰の影響に年度当初からさらされた一年となりました。

これらの悪影響から生産者の農業経営を守るため、行政のコロナ対策を最大限活用すべく、県や郡内各町とも連携し、当組合が様々な補助金や交付金についての窓口となって、生産者支援を行いました。

ＪＡの経営に目を向けますと、金融部門・経済部門ともに大幅な減益となった令和３年度の実績を踏まえ、相当な危機感をもって令和４年度の事業運営を行いました。コロナ禍により活動を制約される中で、コスト削減とともに効率的な事業運営に取り組んだ結果、令和４年度の事業利益は３千万円（前年比193.7％）を計上し、ロシアのウクライナ侵攻前の令和２年度の事業利益３千２百万円に近い事業利益を確保することができました。

なお、長年の経営課題であったＪＡ合併について、参画９ＪＡが本年３月14日に臨時総代会を一斉に開催し、全てのＪＡにおいて合併の承認をいただきました。これにより令和６年４月１日に徳島県農業協同組合として新ＪＡが誕生することとなります。各ＪＡが団結し「組合員・利用者へのサービス向上」と「地域農業の活性化」を事業展開の柱とし、地域の「農業」と「くらし」を将来にわたって支え続けるJAとなるべく、今後も協議を進めてまいります。

主な事業活動と成果は以下のとおりです。

① 信用事業

組合員世帯・利用者世帯のメインバンク化を目指し、個人貯金の増強に取り組んだものの、個人貯金残高は222億5千5百万円（前年比98.4％）と期首残高を下回る結果となりました。一方で地公体貯金の増加により、総貯金残高は295億4千8百万円（前年比101.6％）の実績となりました。また、貸出金は２億1千6百万円の新規貸付がありましたが、地公体貸付の償還が進み、残高は19億1千8百万円（前年比92.0％）の実績となりました。有価証券は期首残高を一年を通して維持し、国内債券でのみ運用を行いましたが、期末時価評価額が期首評価額を下回ったことから、残高は10億2千3百万円（前年比94.9％）となりました。

② 共済事業

多様化する組合員・利用者ニーズへの的確な対応を心がけ、「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供の確立に努めた結果、生命系共済については56件、建物共済契約については160件の新契約を獲得することができました。

この結果、22億5千3百万円の新契約がありましたが、長期共済保有高は満期等のため期首より23億8千4百万円減少し、883億4千6百万円（前年比97.3％）となりました。

また、共済金の支払につきましては、生命系での入通院の支払などが増加し991件（前年比112.2%）となった一方、建物系は満期の減少などにより959件（前年比84.2%）となり、合計で1,950件（前年比96.4%）８億３千８百万円（前年比89.7%）の支払実績となりました。

③ 購買事業

資材価格高騰により、肥料の供給高が前年より１千４百万円増加したことなどにより、農業資材の供給高は前年より１千８百万円増加し、２億９千７百万円となりました。

一方でコロナ禍において葬儀の家族葬化が進み、贈答品の供給高が大きく落ち込んだことなどにより、生活物資の供給高は前年より１千万円減少し、４億６千３百万円となりました。

④ 販売事業

米については、出荷数量が1,226t（前年比109.0％)と増加しましたが、前年大幅に下落した米価については回復に至らず、販売高は1億2千2百万円とほぼ前年並みとなりました。

他の作物については、胡瓜が令和４年末に価格が好調であったこともあり３億６百万円（前年比108.2%）、オクラが3千万円（前年比102.4%）と前年を上回る取扱高となりました。

上記のほか、菜の花など一部減少した品目もありましたが、全体の取扱高は5億3千8百万円（前年比106.4%）となりました。

## 5. 農業振興活動

（令和４年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、十分な活動ができませんでしたが、例年、以下のような活動に取り組んでいます。）

◇ 地産地消の取組

各地域での青空市や、地区内の店舗への販売など積極的に取り組んでいます。

◇ 田植え・稲刈り交流会

とくしま生協の会員親子と生産者・JA職員とで毎年交流会を開催し、好評を得ています。

◇ 育苗センター・ライスセンター

美波町と海陽町に設置し、地域の農業振興に貢献しています。

◇ きゅうりタウン構想の取組

県外からの移住者を募り、当組合が設置した海部きゅうり塾においてノウハウを取得し、同じく当組合が設置したレンタルハウスにおいて新規就農を実現し、農家戸数・農家所得に拡大に繋げ、産地の維持、ひいては海部地域の地方創生を目指しています。

## 6. 地域貢献情報

（令和４年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、十分な活動ができませんでしたが、例年、以下のような活動に取り組んでいます。）

◇ 健康管理活動

健康診断等の健康管理活動を通じて、組合員並びに地域住民が健康で元気に暮らせるように努めています。

◇ 環境問題への取組

農業は、食料生産のみならず景観の保全や治水機能等に大きな役割を果たす持続可能な産業であり、環境に負荷をかけない農業技術や生産資材の開発 ・ 普及 ・ 使用済み生産資材の回収、地域資源の有効利用、農法の表示等により環境保全型農業に努力しています。

また、「徳島県地球温暖化対策推進条例」に則り、森林吸収源対策をより一層推進するため、JA・徳島県・とくしま森とみどりの会とがパートナーシップ協定の締結をし、「とくしま協働の森づくり事業」を進めています。

◇ 文化活動への取組

農業祭 ・年金友の会の活動を通じて、組合員や地域住民との交流を進めていくことにより、地域の伝統文化や食文化を守ると共に、新たな創造にも取り組んでいます。

## 7. リスク管理の状況

### ◇ リスク管理体制

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

### ① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査部を設置し各支所と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

### ② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

### ③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

### ④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。 当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規定を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

### ⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

### ⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備えています。

## ◇法令遵守体制

**〔コンプライアンス基本方針〕**

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

**〔コンプライアンス運営態勢〕**

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議・推進などを行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客様相談室」を設置しています。

## ◇金融ADR制度への対応

### ① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部監査規則等を整備のうえ、その内容をチラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情受付窓口

電話：0884－74－1533 （月～金　午前8時30分～午後5時まで）

### ② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として次の外部機関を利用しています。

・信用事業

兵庫県弁護士会紛争解決センター（電話：078－341－8227）
愛媛県弁護士会紛争解決センター（電話：089－941－6279）
民間総合調停センター　＜大阪府＞
岡山弁護士会岡山仲裁センター

①の窓口またはJAバンク相談所(一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、（電話：03－6837－1359）にお申し出ください。なお、兵庫県弁護士会、愛媛県弁護士会については、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

・共済事業

（一社）日本共済協会　共済相談所（電話：03－5368－5757）
https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html
（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構（電話：0120－159－700）
https://www.jibai-adr.or.jp/
（公財）日弁連交通事故処理センター（電話：本部0570－078325）
https://n-tacc.or.jp/
（公財）交通事故紛争処理センター（電話：東京本部03－3346－1756）
http://www.jcstad.or.jp/
日本弁護士連合会　弁護士保険ADR
https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧いただくか、①の窓口にお問い合わせください。

### ◇内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本所・支所のすべてを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

## ８．自己資本の状況

**◇自己資本比率の状況**

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和5年3月末における自己資本比率は、１０．３９％となりました。

**◇経営の健全性の確保と自己資本の充実**

当JAの自己資本は、組合員の出資金によっています。

○　普通出資による資本調達額

| | |
|---|---|
| ①発行主体 | かいふ農業協同組合 |
| ②資本調達手段の種類 | 普通出資 |
| ③コア資本に係る基礎項目に算入した額 | ２４８百万円 |
| （前年度 | ２７６百万円） |

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、19年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

## ９．　主な事業の内容

### （1）主な事業の内容

**【　信用事業　】**

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。
この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

**●　貯金業務**

組合員はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。
普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金などのの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。
また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

**☆　商品のご案内**

**主な貯金の種類**　　（令和5年4月1日　現在）

| 貯　金　種　類 | 主　　な　　内　　容 | 期　　間 | お預け入れ金額 |
|---|---|---|---|
| 当座貯金 | お支払いに手形・小切手をお使いいただく貯金です。事業用の口座としてご利用いただくと便利です。 | 自由 | 1円以上 |
| 普通貯金 | いつでも自由に出し入れができる貯金です。給与・年金などの自動受取りや各種公共料金の自動支払いにもご利用いただけます。（決済用貯金の取り扱いもいたしております。） | | |
| 通知貯金 | まとまったお金の短期運用に適した貯金です。お引き出しの場合は、2日以上前にお知らせください。 | 7日以上 | 50,000円以上 |
| スーパー定期貯金 | 最長5年までニーズにあった期間でお預入れできる定期貯金です。 | 1か月以上5年以内（期日指定方式もございます。） | 1円以上 |
| 大口定期貯金 | 1,000万円以上の大口資金の運用に適した商品です。 | | 1,000万円以上 |
| 定期積金 | 目標を定めて無理のない資産の積立を行っていただくことができます。 | 6か月以上10年以内 | 1,000円以上（1回あたり） |
| 積立式定期貯金 | 毎月のお積み立てで、生活設計に合わせ無理のない資金づくりができます。 | 1か月以上 | 1円以上（1回あたり） |

## ● 貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。
また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さま暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。
さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

### 主なローンの種類

（令和5年4月1日現在）

| 種類 | 資　金　使　途 | 融資金額 | 融資期間 | 担保・保証 |
|---|---|---|---|---|
| フリーローン | 生活に必要な一切の資金および事業性資金（負債整理は除く。） | 500万円以内 | 6か月以上10年以内 | 三菱UFJニコス（株）の保証が必要となります。 |
| 多目的ローン | 資金使途が確認できる生活に必要な資金。（負債整理は除く。） | 500万円以内 | 6か月以上10年以内 | 徳島県農業信用基金協会等の保証が必要となります。 |
| | | 1,000万円以内 | | 三菱UFJニコス（株）の保証が必要となります。 |
| マイカーローン | 自動車・オートバイ等の購入資金および付帯費用 | 1,000万円以内 | 6か月以上10年以内 | 徳島県農業信用基金協会等の保証が必要となります。 |
| 教育ローン | 入学時および就学時に必要な資金 | 1,000万円以内 | 6か月以上15年以内 | 徳島県農業信用基金協会等の保証が必要となります。 |
| 住宅ローン | 住宅の新築、購入（マンション、中古住宅を含む。）、住宅用の土地購入および借換 | 1億円以内 | 3年以上40年以内 | 融資対象の住宅・敷地等の担保設定のほか、徳島県農業信用基金協会等の保証と、団体信用生命共済・火災共済への加入が必要となります。 |
| リフォームローン | 住宅の増改築・改装・補修・付帯設備資金 | 1,500万円以内 | 6か月以上15年以内 | 徳島県農業信用基金協会等の保証が必要となります。 |
| カードローン | 生活に必要な一切の資金。 | 500万円以内 | 1年毎の更新 | 徳島県農業信用基金協会等の保証が必要となります。 |

## 農業関連資金

| | | 資金名 | 資　金　使　途 | 貸出期間<br>（　）内は据置期間 | 貸出金額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 農業関連資金 | JAプロパー資金 | アグリマイティー資金 | 運転資金、設備資金等農業者および農業団体のあらゆる農業資金にご利用いただけます。 | 対象事業に応じて最長25（3）年以内 | 事業費の範囲内 |
| | | JA農機ハウスローン | 農機具等の購入・修繕資金・パイプハウス等資材購入および建設資金・格納庫建設資金 | 1年以上～<br>最長10年以内 | 1,800万円以内 |
| | | JA営農ローン | 営農に必要な運転資金です。 | 1年ごとの自動更新 | 300万円以内 |
| | | JA大型営農ローン | 営農に必要な運転資金です。 | 1年ごとの自動更新 | 300万円超<br>1,000万円以内 |
| | | JA交付金等つなぎ資金 | 国等の行政による農業者の成長・安定に向けた各種交付金等受領までのつなぎ資金 | 1年以内 | 支払われる交付金等相当額のうち、JA口座に入金される金額の範囲内 |
| | 農業近代化資金 | （1号資金）<br>建構築物等造成資金 | 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧（認定農業者のみ）又は取得に要する資金 | 農機具等のみ<br>①認定農業者<br>7（2）年以内<br>②認定新規就農者<br>10（5）年以内<br>③その他<br>7（2）年以内<br>畜舎・果樹棚等を含む<br>①認定農業者<br>15（7）年以内<br>②認定新規就農者<br>17（5）年以内<br>③その他<br>15（3）年以内 | 事業費の80%<br>（認定農業者100%<br>（ただし、7号資金の①及び②は除く。））<br>と次の額のいずれか低い額<br>個人<br>1,800万円<br>（知事特認<br>20,000万円）<br>農業参入法人<br>15,000万円<br>農業を営む法人等<br>20,000万円 |

| 資　金　名 | | | 資　金　使　途 | 期　間<br>(　)内は据置期間 | 貸出金額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 農業関連資金 | 農業近代化資金 | (2号資金)<br>果樹等植栽育成資金 | 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金(認定農業者以外は制限) | ①認定農業者<br>15(7)年以内<br>②認定新規就農者<br>17(7)年以内<br>③その他<br>15(7)年以内 | 事業費の80%<br>(認定農業者100%<br>(ただし、7号資金の①及び②は除く。))<br>と次の額のいずれか低い額<br>個人<br>1,800万円<br>(知事特認<br>20,000万円)<br>農業参入法人<br>15,000万円<br>農業を営む法人等<br>20,000万円 |
| | | (3号資金)<br>家畜購入育成資金 | 乳牛その他の家畜の購入または育成に要する資金 | ①認定農業者<br>7(2)年以内<br>②認定新規就農者<br>10(5)年以内<br>③その他<br>7(2)年以内 | |
| | | (4号資金)<br>小土地改良資金 | 事業費1,800万円を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧(認定農業者のみ)に要する資金 | ①認定農業者<br>15(7)年以内<br>②認定新規就農者<br>18(5)年以内<br>③その他<br>15(3)年以内 | |
| | | (5号資金)<br>長期運転資金 | 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金 | ①認定農業者<br>15(7)年以内<br>②認定新規就農者<br>17(5)年以内<br>③その他<br>15(3)年以内 | |
| | | (6号資金)<br>農村環境整備資金 | 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設の改良、造成又は取得資金 | ①農協等<br>20(3)年以内<br>※個人は対象外 | |
| | | (7号資金)<br>大臣特認 | | | |
| | | ①農村給排水施設資金 | 農村における給排水施設の改良、造成又は取得に要する資金 | ①認定農業者<br>15(7)年以内<br>②認定新規就農者<br>17(5)年以内<br>③その他<br>15(3)年以内 | |
| | | ②特定農家住宅資金 | 農業振興地域、過疎地域、振興山村地域の家族農業経営体の農業者が行う農家住宅の改良、造成又は取得に要する費用で、一定の要件に該当するもの | | |
| | | ③内水面養殖施設資金 | 水田を利用した水産動物の養殖施設の改良、造成又は取得資金 | | |

| 資金名 | | | | 資金使途 | 期間<br>（ ）内は据置期間 | 貸出金額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 農業関連資金 | 県単制度資金 | 農業近代化資金の借受者のうち、一定要件に該当する方に対し、利子補給を乗せて行う資金。 | ①徳島県農業担い手育成資金 | 農業近代化資金（1～4号資金）と同じ。<br>ただし、18歳以上41歳未満で一定要件に該当する方に限ります。 | 農業近代化資金の各資金に同じ。 | 1,800万円以内 |
| | | | ②青年農業士等経営支援資金 | 農業近代化資金（1～4号資金）と同じ。<br>県知事の認定する「青年農業士」又は「指導農業士」の方に限ります。 | 農業近代化資金の各資金に同じ。 | 事業費の80%（認定農業者は100%）と1,000万円のいずれか低い額 |
| | 天災資金 | | | 「天災融資法」の発動により行われる、被害農業者等に対する資金です。 | 損害損失割合により異なります。 | 一般農業者は損失額の45%又は200万円（法人2,000万円）のいずれか低い額（※1） |

（※1）

［損失額の45%または200万円（法人2,000万円）のいずれか低い額
（果樹栽培者・家畜等飼養者については、損失額の55%または500万円（法人2,500万円）のいずれか低い額）］

| 資　金　名 | | | 資　金　使　途 | 期　間<br>（　）内は据置期間 | 貸出金額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 受託資金 | 日本政策金融公庫 | 農業改良資金 | 生産・加工・販売の新部門の開始など新たな取組みを応援する無利子の資金です。 | 12（3）年以内 | 個人5,000万円以内<br>法人15,000万円以内 |
| | | 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金） | 認定農業者の自主性と創意工夫を活かした経営改善を総合的に支援する資金です。 | 25（10）年以内 | 個人3億円以内<br>法人10億円以内 |
| | | 経営体育成強化資金 | 意欲と能力をもって農業を営む方の前向き投資を支援する資金です。 | 25（3）年以内 | 個人15,000万円以内<br>法人5億円以内<br>（負担額の80%以内） |
| | | 農林漁業セーフネット資金 | 災害や社会的・経済的な環境変化の影響を受けた方の資金繰りを支援する資金です。 | 15（3）年以内 | 一般600万円以内<br>特認　年間経営費等の6/12以内<br>（※1） |
| | | 農業基盤整備資金 | 用排水路の改良、ほ場整備、農道整備など、生産基盤を整備するための資金です。 | 25（10）年以内 | 地元負担額 |
| | | 青年等就農資金 | 新たに農業経営を開始する認定新規就農者を支援する無利子の資金です。 | 17（5）年以内 | 3,700万円以内 |
| | 日本政策金融公庫<br>国の教育ローン | | 高等学校・専修学校・短期大学・大学等へ入学及び在学するために必要な資金です。 | 18年以内<br>（在学期間中は利元金据置、利息のみの支払可能） | 学生・生徒お一人につき<br>350万円以内 |

（※1）

［新型コロナウイルス感染症により経営の維持安定が困難となった方
貸出金額　一般：1,200万円以内、特認：年間経営費等の12/12以内
貸出金額（一般・特認）の引上げ措置は、令和5年9月30日までに貸出決定した案件のみ適用となります。］

## ● 為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫等の各店舗と為替網で結び、当組合の窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

## ● サービス・その他

全国統一の信用オンラインシステムであるJASTEMシステムを利用して、JAキャッシュサービス、各種自動受取、各種自動支払や事業主の皆さまのための給与振込サービス等を取り扱っています。

# 各種手数料等一覧表

令和５年４月１日現在

| 区分 | | | | ＪＡ内 | 系統金融機関 | 他金融機関 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 振込手数料 | 窓口利用 | 電信扱い | ３万円未満 | ２２０円 | ２２０円 | ５５０円 |
| | | | ３万円以上 | ４４０円 | ４４０円 | ７７０円 |
| | | 文書扱い | ３万円未満 | ２２０円 | ２２０円 | ４４０円 |
| | | | ３万円以上 | ４４０円 | ４４０円 | ６６０円 |
| | ＡＴＭ利用 | 電信扱い | ３万円未満 | １１０円 | １１０円 | ４４０円 |
| | | | ３万円以上 | ２２０円 | ３３０円 | ６６０円 |
| | 個人向けＪＡネットバンク利用 | 県内 | ３万円未満 | 無料 | １１０円 | ３３０円 |
| | | | ３万円以上 | 無料 | ２２０円 | ４４０円 |
| | | 県外 | ３万円未満 | 無料 | １１０円 | ３３０円 |
| | | | ３万円以上 | 無料 | ３３０円 | ４４０円 |
| 定時自動送金手数料 | | | ３万円未満 | １１０円 | １１０円 | ４４０円 |
| | | | ３万円以上 | ２２０円 | ３３０円 | ６６０円 |
| 代金取立手数料 | | | 至急扱い | ――― | ４４０円 | ８８０円 |
| | | | 普通扱い | ――― | ４４０円 | ６６０円 |
| ＪＡネットバンク利用手数料 | | | 個人向けＪＡネットバンク | | | 無料 |
| 繰上返済手数料 | 住宅ローン※ 平成28年10月1日以降の契約に適用 | 全部繰上 | 返済金額1,０００万円未満の場合 | １１,０００円 | | |
| | | | 返済金額1,０００万円以上の場合 | 返済金額 ×1.5％ | | |
| | | 一部繰上 | 窓口利用の場合 | １回 5,５００円 | | |
| | | | ＪＡネットバンク利用の場合 | | | 無料 |
| | 住宅ローン以外のローン | 全部繰上 | 窓口利用の場合 | | | 無料 |
| | | | ＪＡネットバンク利用の場合 | | | 無料 |
| | | 一部繰上 | 窓口利用の場合 | | | 無料 |
| | | | ＪＡネットバンク利用の場合 | | | 無料 |
| 窓口両替手数料（※1）<br>金種指定払戻手数料（※2）<br>硬貨入金手数料（※2） | | | 紙幣・硬貨の合計枚数 | ～１００枚 | | 無料 |
| | | | 紙幣・硬貨の合計枚数 | １０１枚～５００枚 | | ２２０円 |
| | | | 紙幣・硬貨の合計枚数 | ５０１枚～１，０００枚 | | ４４０円 |
| | | | 紙幣・硬貨の合計枚数 | １，００１枚以上　５００枚ごとに | | ２２０円加算 |
| その他手数料 | 送金・振込の組戻料 | | | １通につき | | ６６０円 |
| | 不渡手形返却料 | | | １通につき | | ６６０円 |
| | 取立手形組戻料 | | | １通につき | | ６６０円 |
| | 取立手形店頭呈示料 | | | １通につき | | ６６０円 |
| | 小切手帳の発行 | | | １冊につき | | ８８０円 |
| | 自己宛小切手発行料 | | | １枚につき | | ５５０円 |
| | 手形帳の発行 | | | １冊につき | | ８８０円 |
| | 各種証明書等の発行 | | | １件につき | | ２２０円 |
| | 貯金通帳・証書の再発行 | | | １件につき | | ５５０円 |
| | ＩＣキャッシュカードの再発行 | | | １件につき | | １，１００円 |
| | JAカード（単体型）再発行手数料（ニコスより別途550円徴収あり） | | | １枚につき | | 0円 |
| | JAカード（一体型）再発行手数料（ニコスより別途550円徴収あり） | | | １枚につき | | ５５０円 |
| | 未利用口座管理手数料（※3） | | | １口座あたり（年間） | | １，３２０円 |

（注）上記手数料には消費税相当額が含まれています。

（※1）紙幣・硬貨の合計枚数は、お客様の持込枚数または受取枚数のいずれか多い方の枚数とさせていただきます。
同日に複数回ご利用される場合は、合算いたします。
なお、つぎのお取扱いの場合は、無料といたします。
（1）同一金種の新券への交換　（2）汚損した紙幣・硬貨の交換　（3）記念硬貨への交換

（※2）金種指定払戻手数料については、１万円札を除く枚数となります。
同日に複数回ご利用される場合は、合算いたします。
募金・義援金につきましては、無料といたします。

（※3）令和３年１０月１日以降開設された普通貯金および貯蓄貯金で、最後のお取引から２年以上一度もお取引がない口座（残高１万円未満）が対象です。

表記以外の手数料につきましては、窓口へお問い合わせ下さい。

## 【 共済事業 】

ＪＡ共済は、ＪＡ が行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様に「ひと・いえ・くるまの総合保障」を提供しています。また豊かで安心して暮らせる地域社会づくりをめざした取り組みとして、地域貢献活動を行っております。

### １．令和4年度末事業実績

①全国計

| | |
|---|---|
| 長期共済保有契約件数 | 約3,131万件 |
| 長期共済保有契約高 | 約 224兆3,355億円 |
| 短期共済新契約掛金 | 約3,606億円 |
| 支払共済金額 | 約 3兆1,086億円 |
| 総資産額 | 約 57兆6,870億円（前年度約58兆1,926億円） |

②徳島県計

| | |
|---|---|
| 長期共済保有契約件数 | 約 21万件 |
| 長期共済保有契約高 | 約 2兆294億円 |
| 短期共済新契約掛金 | 約 33億円 |
| 支払共済金額 | 約243億円 |

### ２．福祉活動実施内容

① 書道・交通安全ポスターコンクールの開催

小・中学生の書道・美術教育への貢献を目的に開催しています。

② 健康管理活動

女性部員を対象に、健康で明るい生活づくりを目的に「女性のつどい」を開催しています。

③ 交通安全対策活動

交通事故未然防止を目的に、小学校新１年生に向けた交通安全傘の寄贈、「交通事故相談」を行っています。

④ 母子手帳ケースの寄贈

子育て支援の一環として、徳島県内の自治体に母子手帳ケースを寄贈し、自治体より母子手帳交付時に配布いただいています。

**JA共済一覧（令和5年4月1日現在）**

**1．長期共済**（共済期間が5年以上の契約）

**① 終身共済**
万一のときはもちろん、ニーズにあわせた特約により病気やケガなどの備えも自由に設計できる確かな生涯保障プランです。

**② 生存給付特則付一時払終身共済（平28.10）**
ご加入しやすく生前贈与としても活用できる、一生涯の万一保障プランです。

**③ 予定利率変動型年金共済**
老後の生活資金準備のためのプランです。ご契約後6年目以降、その時の経済状況等に合わせ予定利率を見直しますので年金額のアップが期待できます。さらに、最低保証予定利率が設定されていますので安心です。

**④ 養老生命共済**
万一のときの保障と、将来の資金づくりを両立させたプランです。

**⑤ こども共済**
お子様の入学資金や結婚・独立資金の準備に最適なプランです。共済契約者（親）が万一のときは、満期まで毎年養育年金を受け取れるプランもあります。

**⑥ 医療共済**
日帰り入院からまとまった一時金を受け取れます。入院費用への備えはもちろん、その前後の通院・在宅医療などにも活用できます。

**⑦ がん共済**
がんと闘うための安心を一生涯にわたって手厚く保障します。すべてのがんのほか、脳腫瘍も対象としています。（80歳満了タイプもあります。）

**⑧ 介護共済**
公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障で、介護の不安に一生涯備えられるプランです。

**⑨ 認知症共済**
認知症はもちろん、認知症の前段階の軽度認知症（MCI）まで幅広く保障します。認知症の予防・早期発見から発症後までをトータルでサポートします。

**⑩ 生活障害共済**
病気やケガにより身体に障害が残ったときの収入の減少や支出の増加に備えられるプランです。

**⑪ 特定重度疾病共済**
三大疾病に加え生活習慣病により所定の状態に該当した場合に一時金で保障するプランです。

⑫ **建物更生共済**
火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。

上記の共済以外に定期生命共済、一時払介護共済、引受緩和型終身共済、引受緩和型医療共済も取り扱っております。

**2.　短期共済**（契約期間が5年未満の契約）

① **自動車共済**
相手方への対人・対物賠償保障をはじめ、ご自身・ご家族のための傷害保障、車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。

② **自賠責共済**
法律ですべての自動車に加入が義務付けられている、人身事故の被害者保護を保障します。

③ **農業者賠償責任共済（新設）**
「生産」から「出荷・販売後」までに想定される農業事業に関するさまざまな賠償リスクを幅広く保障します。

④ **傷害共済**
日常のさまざまな災害による万一のときや負傷を保障します。

上記の保障以外に、火災共済等も取り扱っております。

☆ 組合員・利用者の皆様とJA共済のつながり
JA共済は、平成17年4月1日から、JAとJA共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。JAとJA共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆様に密着した「ひと・いえ・くるまの総合保障」を提供しています。

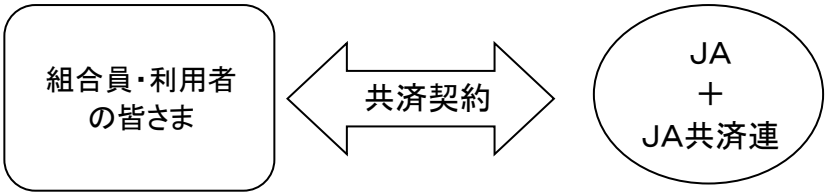


J　　A　：　JA共済の窓口です。
組合員・利用者の皆さまの立場に立った事業活動で皆さまの暮らしをサポートしています。

JA共済連　：　JA共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払共済金にかかる準備金の積立などを行っています。

## 【 農業関連事業 】

### ◇ 販売事業

生産者から消費者へ新鮮で安心な農畜産物をお届けする事業を行っています。生産者が生産した農畜産物を市場に出荷するほか、当JA管内において生産されたお米をスペシャルブレンド米「海部水明米」と銘打ち店頭はもちろん地元スーパーマーケットで販売し好評を得ています。また「地産地消」の取組として朝市や夕市を各店舗で開催し、安心・安全な新鮮野菜や加工品を提供しています。

また、当JAのホームページで海部郡の農産物などを紹介しています。

JAかいふのホームページ　https://www.jakaifu.jp

朝市・夕市を開催している店舗

○ 牟岐町　牟岐事務所前　毎日曜日　7:45～　　毎水曜日　15:00～

### ◇ 購買事業

購買事業は、生産資材事業と生活資材事業に分類することができます。

生産資材事業は、消費者にご安心・ご満足していただける農畜産物をお届けするため、営農指導と連携し、農業生産に必要な生産資材を組合員に有利に供給する事業です。

肥料・農薬・園芸資材・飼料・農業機械等の事業があります。

## 【 営農・生活相談事業 】

営農指導員や生活指導員による営農相談やくらしの相談に応じています。

また、健康診断などの健康管理活動を通じて組合員や地域住民が健康で暮らせるよう努めています。

## 【 生活関連事業 】

生活事業は、組合員のニーズにお応えし、日常生活に必要な商品を取り扱っています。

精米・LPガス・石油・自動車・農舎・住宅・電気製品・生鮮食品等があります。

## （2）系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との２重のセーフティネットで守られています。

◇「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には（1）個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、（2）経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、（3）全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2022年3月末における残高は1,652億円となっています。

◇「一体的な事業推進」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業推進の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2022年3月末現在で4,627億円となっています。

# 【経営資料】

## Ⅰ　決算の状況

### 1．貸借対照表

（単位：千円）

| 科　　目 | 3年度（令和4年3月31日） | 4年度（令和5年3月31日） | 科　　目 | 3年度（令和4年3月31日） | 4年度（令和5年3月31日） |
|---|---|---|---|---|---|
| （資　産　の　部） | | | （負　債　の　部） | | |
| 1．信用事業資産 | 28,319,232 | 28,783,692 | 1．信用事業負債 | 29,100,551 | 29,592,776 |
| (1)現金 | 114,310 | 125,948 | (1)貯金 | 29,082,930 | 29,548,751 |
| (2)預金 | 25,038,184 | 25,711,212 | (2)その他の信用事業負債 | 17,620 | 44,024 |
| 系統預金 | 25,038,035 | 25,710,011 | 未払費用 | 12,091 | 8,192 |
| 系統外預金 | 148 | 1,200 | その他の負債 | 5,529 | 35,831 |
| (3)有価証券 | 1,078,890 | 1,023,520 | 2．共済事業負債 | 88,397 | 92,879 |
| 国債 | 301,670 | 288,400 | (1)共済資金 | 52,941 | 57,669 |
| 地方債 | 282,460 | 263,260 | (2)未経過共済付加収入 | 34,519 | 34,469 |
| 受益証券 | 494,760 | 471,860 | (3)共済未払費用 | 913 | 699 |
| (4)貸出金 | 2,084,329 | 1,918,592 | (4)その他共済事業負債 | 23 | 41 |
| (5)その他の信用事業資産 | 10,585 | 11,235 | 3．経済事業負債 | 140,022 | 128,265 |
| 未収収益 | 9,496 | 9,487 | (1)経済事業未払金 | 122,830 | 110,750 |
| その他の資産 | 1,089 | 1,747 | (2)経済受託債務 | 2,384 | 2,379 |
| (6)貸倒引当金 | △ 7,067 | △ 6,817 | (3)その他の経済事業負債 | 14,808 | 15,135 |
| 2．共済事業資産 | 76 | 250 | 4．雑負債 | 38,845 | 53,040 |
| (1)未収共済付加収入 | 76 | 36 | (1)未払法人税等 | 931 | 6,805 |
| (2)その他の共済事業資産 | － | 214 | (2)その他の負債 | 37,913 | 46,235 |
| 3．経済事業資産 | 274,461 | 292,631 | 5．諸引当金 | 30,685 | 26,496 |
| (1)経済事業未収金 | 201,914 | 220,183 | (1)賞与引当金 | 13,215 | 12,221 |
| (2)経済受託債権 | 5,363 | 4,724 | (2)退職給与引当金 | 17,469 | 14,274 |
| (3)棚卸資産 | 48,620 | 46,978 | 6．再評価繰延税金負債 | 84,611 | 84,301 |
| 購買品 | 43,720 | 42,263 | 負債の部合計 | 29,483,112 | 29,977,760 |
| 買取販売品 | 4,806 | 4,637 | （純資産の部） | | |
| その他の棚卸資産 | 93 | 76 | 1．組合員資本 | 959,721 | 978,832 |
| (4)その他の経済事業資産 | 21,498 | 20,810 | (1)出資金 | 276,494 | 248,658 |
| (5)貸倒引当金 | △ 2,936 | △ 65 | (2)利益剰余金 | 688,393 | 732,786 |
| 4．雑資産 | 43,109 | 40,450 | 利益準備金 | 490,000 | 500,000 |
| 5．固定資産 | 899,286 | 878,209 | その他利益剰余金 | 198,393 | 232,786 |
| (1)有形固定資産 | 899,286 | 878,209 | 特別積立金 | 55,000 | 55,000 |
| 建物 | 907,743 | 910,408 | 肥料協同購入積立金 | 652 | 652 |
| 機械装置 | 265,914 | 273,261 | 経営安定対策積立金 | 90,000 | 90,000 |
| 土地 | 591,584 | 589,940 | 当期未処分剰余金 | 52,741 | 87,134 |
| その他有形固定資産 | 328,468 | 328,083 | (うち当期剰余金) | 20,160 | 46,243 |
| 減価償却累計額 | △ 1,194,425 | △ 1,223,484 | (3)処分未済持分 | △ 5,166 | △ 2,612 |
| 6．外部出資 | 1,021,069 | 1,021,022 | 2．評価換算差額等 | 133,814 | 77,522 |
| (1)外部出資 | 1,021,069 | 1,021,022 | (1)その他有価証券評価差額金 | △ 19,115 | △ 74,580 |
| 系統出資 | 954,740 | 954,740 | (2)土地再評価差額金 | 152,929 | 152,103 |
| 系統外出資 | 66,329 | 66,282 | | | |
| 7．繰延税金資産 | 19,413 | 17,859 | 純資産の部合計 | 1,093,535 | 1,056,355 |
| 資産の部合計 | 30,576,648 | 31,034,115 | 負債および純資産の部合計 | 30,576,648 | 31,034,115 |

## 2. 損益計算書

（単位 ： 千円）

| 科　　目 | 3年度<br>（自　令和3年4月1日<br>至　令和4年3月31日） | 4年度<br>（自　令和4年4月1日<br>至　令和5年3月31日） |
|---|---|---|
| 1. 事業総利益 | 420,373 | 438,587 |
| 事業収益 | 1,278,630 | 1,282,862 |
| 事業費用 | 858,257 | 844,275 |
| (1)信用事業収益 | 164,247 | 159,102 |
| 資金運用収益 | 157,921 | 150,734 |
| (うち預金利息) | 104,332 | 94,938 |
| (うち有価証券利息) | 6,504 | 7,467 |
| (うち貸出金利息) | 26,392 | 23,035 |
| (うちその他受入利息) | 20,693 | 25,293 |
| 役務取引等収益 | 4,949 | 5,057 |
| その他経常収益 | 1,375 | 3,311 |
| (2)信用事業費用 | 33,484 | 27,406 |
| 資金調達費用 | 8,432 | 7,382 |
| (うち貯金利息) | 8,365 | 7,250 |
| (うち給付補填備金繰入) | 57 | 52 |
| (うち借入金利息) | 4 | 4 |
| (うちその他支払利息) | 6 | 76 |
| 役務取引等費用 | 1,190 | 1,199 |
| その他経常費用 | 23,860 | 18,824 |
| (うち貸倒引当金繰入・戻入) | △ 482 | △ 249 |
| 信用事業総利益 | 130,763 | 131,696 |
| (3)共済事業収益 | 128,742 | 125,344 |
| 共済付加収入 | 122,282 | 118,499 |
| その他の収益 | 6,459 | 6,845 |
| (4)共済事業費用 | 6,193 | 6,310 |
| 共済推進費 | 1,728 | 1,680 |
| その他の費用 | 4,464 | 4,629 |
| 共済事業総利益 | 122,548 | 119,034 |
| (5)購買事業収益 | 770,630 | 777,615 |
| 購買品供給高 | 752,865 | 761,310 |
| その他の収益 | 17,765 | 16,305 |
| (6)購買事業費用 | 661,129 | 652,166 |
| 購買品供給原価 | 637,046 | 637,178 |
| その他の費用 | 24,083 | 14,988 |
| (うち貸倒引当金繰入・戻入) | 2,900 | △ 2,869 |
| 購買事業総利益 | 109,500 | 125,448 |
| (7)販売事業収益 | 149,792 | 151,345 |
| 販売品販売高 | 122,461 | 122,337 |
| 販売手数料 | 10,730 | 11,626 |
| その他の収益 | 16,601 | 17,381 |
| (8)販売事業費用 | 121,697 | 117,654 |
| 販売品販売原価 | 112,009 | 105,328 |
| その他の費用 | 9,688 | 12,325 |
| (うち貸倒引当金戻入益) | 0 | △ 1 |
| 販売事業総利益 | 28,095 | 33,691 |
| (9)保管事業収益 | 3,991 | 4,324 |
| (10)保管事業費用 | 1,202 | 1,328 |
| 保管事業総利益 | 2,788 | 2,996 |

| 科　　目 | 3年度<br>（自　令和3年4月1日<br>至　令和4年3月31日） | 4年度<br>（自　令和4年4月1日<br>至　令和5年3月31日） |
|---|---|---|
| (11)利用事業収益 | 16,014 | 16,774 |
| (12)利用事業費用 | 2,910 | 3,613 |
| 利用事業総利益 | 13,103 | 13,161 |
| (13)農業経営事業収益 | 8,345 | 7,671 |
| (14)農業経営事業費用 | 4,494 | 4,955 |
| 農業経営事業総利益 | 3,851 | 2,716 |
| (14)その他事業収益 | 49,085 | 48,253 |
| (15)その他事業費用 | 37,083 | 36,277 |
| その他事業総利益 | 12,001 | 11,976 |
| (16)指導事業収入 | 3,594 | 1,941 |
| (17)指導事業支出 | 5,874 | 4,075 |
| 指導事業収支差額 | △ 2,280 | △ 2,134 |
| 2. 事業管理費 | 404,574 | 407,977 |
| (1)人件費 | 272,680 | 279,414 |
| (2)業務費 | 58,362 | 60,001 |
| (3)諸税負担金 | 17,664 | 16,265 |
| (4)施設費 | 55,546 | 52,061 |
| (5)その他事業管理費 | 320 | 234 |
| 事業利益 | 15,798 | 30,609 |
| 3. 事業外収益 | 14,475 | 38,999 |
| (1)受取雑利息 | 1 | 1 |
| (2)受取出資配当金 | 12,025 | 12,025 |
| (3)賃貸料 | 1,588 | 1,601 |
| (4)出資金整理 | － | 24,938 |
| (5)雑収入 | 860 | 432 |
| 4. 事業外費用 | 5,714 | 10,561 |
| (1)寄付金 | 113 | 170 |
| (2)雑損失 | 5,601 | 10,391 |
| 経常利益 | 24,559 | 59,047 |
| 5. 特別利益 | 21,531 | 10,763 |
| (1)一般補助金 | 20,973 | 10,763 |
| (2)その他特別利益 | 558 | － |
| 6. 特別損失 | 22,953 | 12,474 |
| (1)固定資産処分損 | 0 | 0 |
| (2)固定資産圧縮損 | 20,973 | 10,763 |
| (3)減損損失 | 1,635 | 1,644 |
| (4)その他の特別損失 | 345 | 67 |
| 税引前当期利益 | 23,137 | 57,335 |
| 法人税住民税及び事業税 | 1,571 | 9,848 |
| 法人税等調整額 | 1,406 | 1,243 |
| 法人税等合計 | 2,977 | 11,092 |
| 当期剰余金 | 20,160 | 46,243 |
| 前期繰越剰余金 | 31,652 | 40,064 |
| 土地再評価差額金取崩額 | 928 | 826 |
| 当期未処分剰余金 | 52,741 | 87,134 |

## 3.　キャッシュ・フロー計算書

（単位：千円）

| 科　　目 | 3年度<br>（自　令和3年4月1日<br>至　令和4年3月31日） | 4年度<br>（自　令和4年4月1日<br>至　令和5年3月31日） |
|---|---|---|
| 1　事業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税引前当期利益 | 23,137 | 57,335 |
| 減価償却費 | 31,783 | 30,611 |
| 減損損失 | 1,635 | 1,644 |
| 貸倒引当金の増減額（△は減少） | 556 | △ 3,121 |
| 賞与引当金の増減額（△は減少） | △ 45 | △ 993 |
| 退職給付引当金の増減額（△は減少） | △ 2,426 | △ 3,194 |
| 信用事業資金運用収益 | △ 157,921 | △ 150,734 |
| 信用事業資金調達費用 | 8,432 | 7,382 |
| 受取雑利息及び受取出資配当金 | △ 12,027 | △ 12,027 |
| 有価証券関係損益（△は益） | △ 30 | △ 95 |
| 固定資産売却損益（△は益） | － | 0 |
| 外部出資関係損益（△は益） | － | △ 24,938 |
| （信用事業活動による資産及び負債の増減） | | 67 |
| 貸出金の純増（△）減 | 259,253 | |
| 預金の純増（△）減 | 750,000 | 165,736 |
| 貯金の純増減（△） | △ 554,485 | △ 400,000 |
| その他の信用事業資産の純増（△）減 | 1,107 | 465,821 |
| その他の信用事業負債の純増減（△） | △ 16,510 | △ 659 |
| （共済事業活動による資産及び負債の増減） | | 26,472 |
| 共済資金の純増減（△） | △ 4,037 | |
| 未経過共済付加収入の純増減（△） | △ 2,327 | 4,727 |
| その他の共済事業資産の純増（△）減 | 130 | △ 49 |
| その他の共済事業負債の純増減（△） | △ 231 | △ 173 |
| （経済事業活動による資産及び負債の増減） | | △ 195 |
| 経済事業未収金の純増（△）減 | △ 22,149 | |
| 経済受託債権の純増（△）減 | 2,405 | △ 18,268 |
| 棚卸資産の純増（△）減 | △ 3,896 | 639 |
| 経済事業未払金の純増減（△） | 4,641 | 1,642 |
| 経済受託債務の純増減（△） | 32 | △ 12,079 |
| その他の経済事業資産の純増（△）減 | 2,258 | △ 4,837 |
| その他の経済事業負債の純増減（△） | 4,425 | 688 |
| （その他の資産及び負債の純増減） | | 327 |
| その他の資産の純増（△）減 | 3,775 | |
| その他の負債の純増減（△） | △ 22,674 | 2,658 |
| 信用事業資金運用による収入 | 159,756 | 8,897 |
| 信用事業資金調達による支出 | △ 11,738 | 150,744 |
| 共済貸付金利息による収入 | | △ 7,451 |
| 小計 | 442,828 | 294,409 |

| 科　　目 | 3年度<br>（自　令和3年4月1日<br>至　令和4年3月31日） | 4年度<br>（自　令和4年4月1日<br>至　令和5年3月31日） |
|---|---|---|
| 雑利息及び出資配当金の受取額 | 9,041 | 8,983 |
| 法人税等の支払額 | △ 974 | △ 931 |
| 事業活動によるキャッシュ・フロー | 450,896 | 299,462 |
| 2　投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有価証券の取得による支出 | △ 297,363 | － |
| 補助金の受入による収入 | 20,973 | 10,763 |
| 固定資産の取得による支出 | △ 41,148 | △ 21,942 |
| 外部出資による支出 | △ 30 | △ 20 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △ 317,568 | △ 11,199 |
| 3　財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 出資の増額による収入 | 4,573 | 4,247 |
| 出資の払戻による支出 | △ 8,869 | △ 5,166 |
| 出資配当金の支払額 | △ 2,719 | △ 2,676 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △ 7,015 | △ 3,595 |
| 4　現金及び現金同等物の増加額 | 126,311 | 284,667 |
| 5　現金及び現金同等物の期首残高 | 236,182 | 362,494 |
| 6　現金及び現金同等物の期末残高 | 362,494 | 647,161 |

# 当年度（令和4年度） 注記表

1　継続組合の前提に関する注記
該当する事項はありません。

2　重要な会計方針に係る事項に関する注記
（1）有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
その他有価証券
①時価のあるもの　　時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
②市場価格のない株式等　　移動平均による原価法

（2）棚卸資産の評価基準及び評価方法

| 区分 | 評価方法 |
|---|---|
| 購買品<br>買取販売品 | 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性低下による簿価切り下げの方法により算定） |
| その他の棚卸資産 | 個別法による原価法により行っています。 |

（3）固定資産の減価償却の方法

| 区分 | 取得日 | 償却方法 |
|---|---|---|
| 建物<br>（建物付属設備を除く） | 平成10年3月31日以前 | 旧定率法 |
| | 平成10年4月1日～平成19年3月31日 | 旧定額法 |
| | 平成19年4月1日以降 | 定額法 |
| 建物以外 | 平成19年3月31日以前 | 旧定率法 |
| | 平成19年4月1日以降 | 定額法 |

（4）引当金の計上基準
①貸倒引当金
貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して、必要と認められる額を計上しています。
破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見積額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定監査部署が査定結果を監査しております。

②賞与引当金
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見積額のうち当期負担分を計上しています。

③退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(5)収益及び費用の計上基準
当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行業務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。
①購買事業　農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

②販売事業　組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に買取販売および受託販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③保管事業　組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④利用事業　農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤農業経営事業　農産物等の施設を設置して、組合が農作物を生産し、当該生産物を販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、生産物を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、生産物の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥指導事業　組合員の営農にかかる各種相談・研修等のサービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑦その他事業　ライスセンター・育苗センター・アグリサポート等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6)消費税及び地方消費税の会計処理の方法
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(7)計算書類等に記載した金額の端数処理の方法
記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(8)その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項
①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について
当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。
ただし、損益計算書の事業収益・事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、その他の収益として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

3　会計方針の変更に関する注記
(1)時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用
当組合は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021

年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

4 会計上の見積りに関する注記

(1)繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額　17,859千円(繰延税金負債と相殺前)

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和5年2月に作成した3ヶ年収支計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積と異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2)固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額　1,644 千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和5年2月に作成した3ヶ年収支計画を基礎として算出しており、3ヶ年収支計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

5 貸借対照表に関する注記

(1)資産に係る圧縮記帳額

| 区分 | 圧縮記帳額 |
|---|---|
| 建物 | 232,435千円 |
| 構築物 | 305,539千円 |
| 機械装置 | 236,858千円 |
| 器具備品 | 3,554千円 |
| 合計 | 778,387千円 |

(2)担保に供している資産

| 区分 | 金額 | 目的 |
|---|---|---|
| 定期預金 | 3,150,000千円 | 相互援助 |
| | 500,000千円 | 為替決済 |
| | 200,000千円 | 当座借越 |

(3)役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額　:　金銭債権はありません

理事及び監事に対する金銭債務の総額　:　金銭債務はありません

(4)信用事業を行う組合に要求される注記

①債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額(貸倒引当金控除前)

| 区分 | 金額 |
|---|---|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 6,760千円 |
| 危険債権 | － |
| 三月以上延滞債権 | － |
| 貸出条件緩和債権 | － |
| 合計 | 6,760千円 |

【破綻先債権及びこれらに準ずる債権】破産手続き開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

【危険債権】債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

【三月以上延滞債権】元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

【貸出条件緩和債権】債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

(5)土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号) 及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

・再評価を行った年月日　　平成12年3月31日

・再評価を行った土地の当期末における時価が再評価後の帳簿価額を下回る金額

323,712千円

・同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

6　損益計算書に関する注記

(1)減損損失に関する注記

①資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、業務用資産については基幹支所毎に、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

なお、本所の土地・建物の一部については、共用資産としております。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

| 場所 | 用途 | 種類 | その他 |
|---|---|---|---|
| 牟岐グループ | 営業用店舗 | 土地 | |
| 旧川上農業倉庫 | 遊休 | 土地 | 業務外固定資産 |

②減損損失の認識に至った経緯

牟岐グループについては、収益性の低下により投資額の回収が見込めないため、帳簿価額をを回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

旧川上農業倉庫の土地は、遊休地で時価額(固定資産税評価額)が帳簿価額を下回っており、帳簿価額と時価額との差額を減損損失として認識しました。

③減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

| 場所 | 種類 | 減損損失の額 |
|---|---|---|
| 牟岐グループ | 土地 | 1,612千円 |
| 旧川上農業倉庫 | 土地 | 31千円 |
| 合計 | | 1,644千円 |

④回収可能価額の算定方法

牟岐グループ・旧川上農業倉庫の回収可能価額は、土地の回収可能価額により算定しています。また、土地の回収可能額については、正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。

7 金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取り組み方針

当組合は、組合員や地域から預かった貯金を原資に組合員や地域内の団体などへ貸し付け、残った余裕金を徳島県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。

また、有価証券は債券および投資信託であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクにさらされています。

③金融商品にかかるリスク管理体制

イ 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所管理部に審査担当役席者を置き、各支所との連携を図りながら与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。なお、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行い、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化のバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に敏感に対応できるような柔軟な財務構造の構築に努めています。とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。また、運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかをチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主な金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金および借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.16%下落したものと想定した場合には、経済価値が16,148千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。
また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理
当組合の資金繰りリスクについては、運用・調達についての資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。
④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価（時価に代わるものを含む。）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む。）が含まれています。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（2）金融商品の時価等に関する事項
①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等
当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等については、次表に含めておりません。

（単位：千円）

| 種類 | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| 預金 | 25,711,212 | 25,709,778 | △ 1,433 |
| 有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 1,023,520 | 1,023,520 | － |
| 貸出金 | 1,918,592 | | |
| 貸倒引当金（＊1） | △ 6,817 | | |
| 貸倒引当金控除後 | 1,911,775 | 1,967,527 | 55,752 |
| 資産計 | 28,646,507 | 28,700,826 | 54,318 |
| 貯金 | 29,548,751 | 29,542,157 | △ 6,594 |
| 負債計 | 29,548,751 | 29,542,157 | △ 6,594 |

（＊1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明
【資産】
イ 預金
満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額としています。満期のある預金については、期間に基づく区分毎に、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。
ロ 有価証券
国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。
ハ 貸出金
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分毎に元利金合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。
また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。
【負債】
イ 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分毎に、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

| 種類 | 貸借対照表計上額 |
|---|---|
| 外部出資 | 1,021,022 |
| 合計 | 1,021,022 |

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定金額 (単位:千円)

| 種類 | 1年以内 | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 預金 | 25,711,212 | ― | ― | ― | ― | ― |
| 有価証券<br>その他有価証券のうち満期があるもの | ― | ― | 200,280 | ― | ― | 871,580 |
| 貸出金 | 363,063 | 260,787 | 229,062 | 219,847 | 171,971 | 667,098 |
| 合計 | 26,074,275 | 260,787 | 429,342 | 219,847 | 171,971 | 1,538,678 |

※ 貸出金のうち、当座貸越83,684千円については「1年以内」に含めています。
※ 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等6,760千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位:千円)

| 種類 | 1年以内 | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 貯金 | 26,668,738 | 1,408,433 | 1,141,132 | 229,721 | 100,725 | ― |
| 合計 | 26,668,738 | 1,408,433 | 1,141,132 | 229,721 | 100,725 | ― |

※ 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

8 有価証券に関する注記

(1)有価証券の種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額

①その他有価証券 (単位:千円)

| | 種類 | 取得原価又は償却原価 | 貸借対照表計上額 | 差額 |
|---|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの | 国債 | ― | ― | ― |
| | 地方債 | ― | ― | ― |
| | 受益証券 | 200,000 | 200,280 | 280 |
| | 合計 | 200,000 | 200,280 | 280 |
| 貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの | 国債 | 298,100 | 288,400 | △ 9,700 |
| | 地方債 | 300,000 | 263,260 | △ 36,740 |
| | 受益証券 | 300,000 | 271,580 | △ 28,420 |
| | 合計 | 898,100 | 823,240 | △ 74,860 |
| 合計 | | 1,098,100 | 1,023,520 | △ 74,580 |

※ なお、上記差額△74,580千円が「その他有価証券評価差額金」として計上されています。

(2)当事業年度中に売却したその他有価証券

該当はありません。

(3)当事業年度中において、保有目的が変更になった有価証券

該当はありません。

9 退職給付に関する注記

(1)採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用していま

す。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。
なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|---|---|
| 期首における退職給付引当金 | 17,469 千円 |
| 退職給付費用 | △ 497 千円 |
| 退職給付の支払額 | △ 2,697 千円 |
| 期末における退職給付引当金 | 14,274 千円 |

※ 特定退職金共済制度への拠出金11,348千円は、厚生費で処理しています。

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | |
|---|---|
| 退職給付債務 | 149,166 千円 |
| 特定退職金共済制 | △ 134,891 千円 |
| 未積立退職給付債務 | 14,274 千円 |
| 退職給付引当金 | 14,274 千円 |

(4)退職給付に関連する損益

| | |
|---|---|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | △ 497 千円 |

(5)特例業務負担金の将来見込額
福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)がおこなう特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 3,213千円を含めて計上しています。
なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、28,075千円となっています。

10 税効果会計に関する注記
(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

| | |
|---|---|
| 繰延税金資産 | |
| 減損損失 | 29,050 千円 |
| 退職給付引当金 | 3,887 千円 |
| 賞与引当金 | 3,328 千円 |
| 貸倒引当金 | 1,855 千円 |
| 未払事業税 | 578 千円 |
| 未払費用否認額 | 555 千円 |
| 外部出資強制評価減 | 381 千円 |
| その他 | 270 千円 |
| 繰延税金資産 小計 | 39,907 千円 |
| 評価性引当額 | △ 22,047 千円 |
| 繰延税金資産合計(A) | 17,859 千円 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | － 千円 |
| 繰延税金負債合計(B) | － 千円 |
| 繰延税金資産の純額(A)＋(B) | 17,859 千円 |

(2)法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

| | |
|---|---|
| 法定実効税率 | 27.23 % |
| (調整) | |
| 評価性引当額の増減 | △ 5.74 % |
| 受取出資配当等永久に益金に算入されない項目 | △ 2.85 % |
| 住民税均等割 | 1.06 % |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.88 % |
| 法人税及び事業税の軽減税率による影響額 | △ 0.66 % |
| その他 | △ 0.57 % |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 19.35 % |

11 重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

12 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(5)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

13 キャッシュ・フロー計算書に関する注記

(1)記載金額は千円未満を切り捨てて記載しています。

(2)キャッシュフロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」、及び「預金」のうちの普通預金及び当座預金及び通知預金となっています。

(3)現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

| | |
|---|---|
| 現金及び預金勘定 | 25,837,161 千円 |
| 定期性預金 | 25,190,000 千円 |
| 現金及び現金同等物 | 647,161 千円 |

# 前年度（令和3年度） 注記表

1　継続組合の前提に関する注記
該当する事項はありません。

2　重要な会計方針に係る事項に関する注記
（1）有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
その他有価証券
①時価のあるもの　　時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
②市場価格のない株式等　　移動平均による原価法

（2）棚卸資産の評価基準及び評価方法

| 区分 | 評価方法 |
|---|---|
| 購買品<br>買取販売品 | 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性低下による簿価切り下げの方法により算定） |
| その他の棚卸資産 | 個別法による原価法により行っています。 |

（3）固定資産の減価償却の方法

| 区分 | 取得日 | 償却方法 |
|---|---|---|
| 建物<br>（建物付属設備を除く） | 平成10年3月31日以前 | 旧定率法 |
| | 平成10年4月1日～平成19年3月31日 | 旧定額法 |
| | 平成19年4月1日以降 | 定額法 |
| 建物以外 | 平成19年3月31日以前 | 旧定率法 |
| | 平成19年4月1日以降 | 定額法 |

（4）引当金の計上基準
①貸倒引当金
貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して、必要と認められる額を計上しています。
なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近3年間の返済実績と将来3年間のキャッシュ・フロー見込額とを比較し、いずれか低い方の金額を回収可能額としています。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定監査部署が査定結果を監査しております。

②賞与引当金
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見積額のうち当期負担分を計上しています。

③退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(5)収益及び費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業　農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

②販売事業　組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に買取販売および受託販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③保管事業　組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④利用事業　農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤農業経営事業　農産物等の施設を設置して、組合が農作物を生産し、当該生産物を販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、生産物を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、生産物の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥指導事業　組合員の営農にかかる各種相談・研修等のサービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑦その他事業　ライスセンター・育苗センター・アグリサポート等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6)消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(7)計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(8)その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益・事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、その他の収益として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

3　会計方針の変更に関する注記

(1)収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

①代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額はありません。

この結果、当事業年度の購買事業収益および購買事業費用がそれぞれ303,834千円減少しています。また、これによる購買事業総利益、事業利益、経常利益および税引前当期利益への影響はありません。

(2)時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

4　会計上の見積りに関する注記

(1)繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額　19,413千円(繰延税金負債と相殺前)

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和4年2月に作成した3ヶ年収支計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積と異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2)固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額　1,635 千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年2月に作成した3ヶ年収支計画を基礎として算出しており、3ヶ年収支計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

5　貸借対照表に関する注記

(1)資産に係る圧縮記帳額

| 区分 | 圧縮記帳額 |
|---|---|
| 建物 | 230,420千円 |
| 構築物 | 304,980千円 |
| 機械装置 | 228,669千円 |
| 器具備品 | 3,554千円 |
| 合計 | 767,624千円 |

(2)担保に供している資産

| 区分 | 金額 | 目的 |
|---|---|---|
| 定期預金 | 3,150,000千円 | 相互援助 |
| | 500,000千円 | 為替決済 |
| | 200,000千円 | 当座借越 |

(3)役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額　：　金銭債権はありません

理事及び監事に対する金銭債務の総額　：　金銭債務はありません

(4)信用事業を行う組合に要求される注記

①債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額(貸倒引当金控除前)

| 区分 | 金額 |
|---|---|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 7,084千円 |
| 危険債権 | 2,902千円 |
| 三月以上延滞債権 | － |
| 貸出条件緩和債権 | － |
| 合計 | 9,987千円 |

【破綻先債権及びこれらに準ずる債権】破産手続き開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

【危険債権】債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

【三月以上延滞債権】元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

【貸出条件緩和債権】債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

(5)土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号) 及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

・再評価を行った年月日　　平成12年3月31日

・再評価を行った土地の当期末における時価が再評価後の帳簿価額を下回る金額

318,069千円

・同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

6　損益計算書に関する注記

(1)減損損失に関する注記

①資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要
当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、業務用資産については基幹支所毎に、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。
なお、本所の土地・建物の一部については、共用資産としております。
当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

| 場所 | 用途 | 種類 | その他 |
|---|---|---|---|
| 牟岐グループ | 営業用店舗 | 土地 | |
| 旧川上農業倉庫 | 遊休 | 土地 | 業務外固定資産 |

②減損損失の認識に至った経緯
牟岐グループについては、収益性の低下により投資額の回収が見込めないため、帳簿価額をを回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。
旧川上農業倉庫の土地は、遊休地で時価額（固定資産税評価額）が帳簿価額を下回っており、帳簿価額と時価額との差額を減損損失として認識しました。

③減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

| 場所 | 種類 | 減損損失の額 |
|---|---|---|
| 牟岐グループ | 土地 | 1,603千円 |
| 旧川上農業倉庫 | 土地 | 31千円 |
| 合計 | | 1,635千円 |

④回収可能価額の算定方法
牟岐グループ・旧川上農業倉庫の回収可能価額は、土地の回収可能価額により算定しています。また、土地の回収可能額については、正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。

7 金融商品に関する注記
（1）金融商品の状況に関する事項
①金融商品に対する取り組み方針
当組合は、組合員や地域から預かった貯金を原資に組合員や地域内の団体などへ貸し付け、残った余裕金を徳島県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。
②金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。
また、有価証券は債券および投資信託であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクにさらされています。
③金融商品にかかるリスク管理体制
イ 信用リスクの管理
当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所管理部に審査担当役席者を置き、各支所との連携を図りながら与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。なお、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行い、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。
ロ 市場リスクの管理
当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化のバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に敏感に対応できるような柔軟な財務構造の構築に努めています。とりわけ、有価証券運用に

ついては、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。また、運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかをチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主な金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金および借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.12%下落したものと想定した場合には、経済価値が7,896千円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合の資金繰りリスクについては、運用・調達についての資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む。）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む。）が含まれています。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（2）金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等については、次表に含めておりません。

（単位：千円）

| 種類 | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| 預金 | 25,038,184 | 25,037,582 | △ 602 |
| 有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 1,078,890 | 1,078,890 | － |
| 貸出金 | 2,084,329 | | |
| 貸倒引当金（＊1） | △ 7,067 | | |
| 貸倒引当金控除後 | 2,077,262 | 2,152,379 | 75,116 |
| 資産計 | 28,194,336 | 28,268,851 | 74,514 |
| 貯金 | 29,082,930 | 29,083,981 | 1,051 |
| 負債計 | 29,082,930 | 29,083,981 | 1,051 |

（＊1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額としています。満期のある預金については、期間に基づく区分毎に、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ロ　有価証券
　債券は、取引金融機関等から提示された価格によっています。
　投資信託は、公表されている基準価格、または、取引金融機関等から提示された価格によっており、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第26項に従い、経過措置を適用しています。
ハ　貸出金
　貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分毎に元利金合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。
　また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。
【負債】
イ 貯金
　要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分毎に、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：千円）

| 種類 | 貸借対照表計上額 |
|---|---|
| 外部出資 | 1,021,069 |
| 合計 | 1,021,069 |

※ 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定金額　（単位：千円）

| 種類 | 1年以内 | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 預金 | 25,038,184 | － | － | － | － | － |
| 有価証券<br>その他有価証券のうち満期があるもの | － | － | － | 207,920 | － | 886,840 |
| 貸出金 | 422,268 | 272,949 | 253,019 | 217,558 | 207,081 | 704,509 |
| 合計 | 25,460,452 | 272,949 | 253,019 | 425,478 | 207,081 | 1,591,349 |

※ 貸出金のうち、当座貸越94,063千円については「1年以内」に含めています。
※ 貸出金のうち、3カ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等6,940千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤その他の有利子負債の決算日後の返済予定額　（単位：千円）

| 種類 | 1年以内 | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 貯金 | 25,602,124 | 1,601,320 | 1,549,316 | 91,743 | 238,426 | － |
| 合計 | 25,602,124 | 1,601,320 | 1,549,316 | 91,743 | 238,426 | － |

※ 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

8　有価証券に関する注記

(1)有価証券の種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額

①その他有価証券　　(単位:千円)

| | 種類 | 取得原価又は償却原価 | 貸借対照表計上額 | 差額 |
|---|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの | 国債 | 200,577 | 205,140 | 4,562 |
| | 地方債 | － | － | － |
| | 受益証券 | 200,000 | 207,920 | 7,920 |
| | 合計 | 400,577 | 413,060 | 12,482 |
| 貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの | 国債 | 97,428 | 96,530 | △ 898 |
| | 地方債 | 300,000 | 282,460 | △ 17,540 |
| | 受益証券 | 300,000 | 286,840 | △ 13,160 |
| | 合計 | 697,428 | 665,830 | △ 31,598 |
| 合計 | | 1,098,005 | 1,078,890 | △ 19,115 |

※ なお、上記差額△19,115千円が「その他有価証券評価金」として計上されています。

(2)当事業年度中に売却したその他有価証券

該当はありません。

(3)当事業年度中において、保有目的が変更になった有価証券

該当はありません。

9　退職給付に関する注記

(1)採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|---|---|
| 期首における退職給付引当金 | 19,895 千円 |
| 退職給付費用 | △ 2,339 千円 |
| 退職給付の支払額 | △ 87 千円 |
| 期末における退職給付引当金 | 17,469 千円 |

※ 特定退職金共済制度への拠出金11,920千円は、厚生費で処理しています。

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | |
|---|---|
| 退職給付債務 | 156,144 千円 |
| 特定退職金共済制 | △ 138,675 千円 |
| 未積立退職給付債務 | 17,469 千円 |
| 退職給付引当金 | 17,469 千円 |

(4)退職給付に関連する損益

| | |
|---|---|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | △ 2,339 千円 |

(5)特例業務負担金の将来見込額

福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)がおこなう特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 3,337千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、34,524千円となっています。

10　税効果会計に関する注記

（1）繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

| | |
|---|---|
| 繰延税金資産 | |
| 減損損失 | 32,447 千円 |
| 退職給付引当金 | 4,756 千円 |
| 賞与引当金 | 3,598 千円 |
| 貸倒引当金 | 2,679 千円 |
| 未払費用否認額 | 592 千円 |
| 外部出資強制評価減 | 363 千円 |
| 未払事業税 | 56 千円 |
| その他 | 258 千円 |
| 繰延税金資産 小計 | 44,753 千円 |
| 評価性引当額 | △ 25,339 千円 |
| 繰延税金資産合計（A） | 19,413 千円 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | － 千円 |
| 繰延税金負債合計（B） | － 千円 |
| 繰延税金資産の純額（A）＋（B） | 19,413 千円 |

（2）法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

| | |
|---|---|
| 法定実効税率 | 27.23 % |
| （調整） | |
| 評価性引当額の増減 | △ 11.07 % |
| 受取出資配当等永久に益金に算入されない項目 | △ 7.07 % |
| 住民税均等割 | 2.64 % |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 2.27 % |
| 法人税及び事業税の軽減税率による影響額 | △ 0.98 % |
| その他 | △ 0.15 % |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 12.87 % |

11　重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

12　収益認識に関する注記

（収益を理解するための基礎となる情報）

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（5）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

13　キャッシュフロー計算書に関する注記

(1)記載金額は千円未満を切り捨てて記載しています。

(2)キャッシュフロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」、及び「預金」のうちの普通預金及び当座預金及び通知預金となっています。

(3)現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

| | |
|---|---|
| 現金及び預金勘定 | 25,152,494 千円 |
| 定期性預金 | 24,790,000 千円 |
| 現金及び現金同等物 | 362,494 千円 |

## 5.　剰余金処分計算書

（単位 ： 千円）

| 科　　目 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---|---|---|
| 1　当期未処分剰余金 | 52,741 | 87,134 |
| 2　剰 余 金　処 分 額 | 12,676 | 12,447 |
| 　1　利益準備金 | 10,000 | － |
| 　2　経営安定対策積立金 | － | 10,000 |
| 　3　出資配当金 | 2,676 | 2,447 |
| 3　次期繰越剰余金 | 40,064 | 74,686 |

（注）1．出資配当金は1．0%の割合で計算しています。ただし、年度内の増資及び新規加入については日割計算をおこなっています。

2．次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額2,500千円が含まれています。

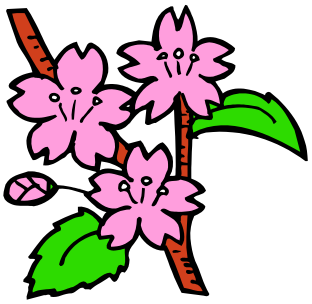

## 当年度(令和4年度)部門別損益計算書

(単位：千円)

| 区分 | 計 | 信用 | 共済 | 農業関連 | 生活その他 | 営農指導 | 共通管理費等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事業収益 ① | 1,292,374 | 159,102 | 125,344 | 528,827 | 477,613 | 1,485 | |
| 事業費用 ② | 853,787 | 27,406 | 6,310 | 419,675 | 396,491 | 3,902 | |
| 事業総利益 ③ (①－②) | 438,587 | 131,696 | 119,034 | 109,151 | 81,121 | ▲ 2,417 | |
| 事業管理費 ④ | 407,977 | 99,159 | 83,398 | 125,902 | 89,627 | 9,890 | |
| (うち減価償却費 ⑤) | ( 22,961 ) | ( 2,289 ) | ( 1,906 ) | ( 14,018 ) | ( 4,735 ) | ( 11 ) | |
| (うち人件費 ⑤′) | ( 279,414 ) | ( 61,566 ) | ( 65,700 ) | ( 78,361 ) | ( 65,630 ) | ( 8,155 ) | |
| ※うち共通管理費 ⑥ | | 12,067 | 8,750 | 12,112 | 9,588 | 679 | ▲ 43,198 |
| (うち減価償却費 ⑦) | | ( 207 ) | ( 150 ) | ( 207 ) | ( 164 ) | ( 11 ) | ( ▲ 741 ) |
| (うち人件費 ⑦′) | | ( 10,668 ) | ( 7,735 ) | ( 10,707 ) | ( 8,476 ) | ( 600 ) | ( ▲ 38,188 ) |
| 事業利益 ⑧ (③－④) | 30,609 | 32,537 | 35,635 | ▲ 16,750 | ▲ 8,505 | ▲ 12,307 | |
| 事業外収益 ⑨ | 38,999 | 13,264 | 9,051 | 9,439 | 6,823 | 421 | |
| ※うち共通分 ⑩ | | 7,484 | 5,427 | 7,512 | 5,947 | 421 | ▲ 26,792 |
| 事業外費用 ⑪ | 10,561 | 2,930 | 2,125 | 3,012 | 2,328 | 164 | |
| ※うち共通分 ⑫ | | 2,930 | 2,125 | 2,941 | 2,328 | 164 | ▲ 10,491 |
| 経常利益 ⑬ (⑧＋⑨－⑪) | 59,047 | 42,870 | 42,562 | ▲ 10,323 | ▲ 4,011 | ▲ 12,051 | |
| 特別利益 ⑭ | 10,763 | － | － | 10,763 | － | － | |
| ※うち共通分 ⑮ | | － | － | － | － | － | － |
| 特別損失 ⑯ | 12,474 | 478 | 346 | 11,242 | 379 | 26 | |
| ※うち共通分 ⑰ | | 478 | 346 | 479 | 379 | 26 | ▲ 1,711 |
| 税引前当期利益 ⑱ (⑬＋⑭－⑯) | 57,335 | 42,392 | 42,215 | ▲ 10,803 | ▲ 4,390 | ▲ 12,078 | |
| 営農指導事業分配賦額⑲ | | － | ― | 12,078 | ― | ▲ 12,078 | |
| 営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳ (⑱－⑲) | 57,335 | 42,392 | 42,215 | ▲ 22,881 | ▲ 4,390 | | |

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は各事業に直課できない部分

(注)1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等
① 共通管理費等 ： 「人頭割＋共通管理費配賦前の人件費を除いた事業管理費割＋事業総利益割」の平均値
② 営農指導事業 ： 農業関連事業に全額を配賦
2. 配賦割合1.の配賦基準等で算出した配賦の割合

| 区分 | 計 | 信用 | 共済 | 農業関連 | 生活その他 | 営農指導 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 共通管理費等 | 100.00 % | 27.94 % | 20.26 % | 28.04 % | 22.19 % | 1.57 % |
| 営農指導事業 | 100.00 % | 0.00 % | 0.00 % | 100.00 % | 0.00 % | |

## 前年度(令和3年度)部門別損益計算書

(単位：千円)

| 区分 | 計 | 信用 | 共済 | 農業関連 | 生活その他 | 営農指導 | 共通管理費等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事業収益 ① | 1,294,444 | 164,247 | 128,742 | 507,845 | 490,160 | 3,448 | |
| 事業費用 ② | 874,071 | 33,484 | 6,193 | 412,220 | 416,681 | 5,490 | |
| 事業総利益 ③<br>(①－②) | 420,373 | 130,763 | 122,548 | 95,624 | 73,479 | ▲ 2,042 | |
| 事業管理費 ④ | 404,574 | 98,259 | 79,592 | 120,753 | 96,823 | 9,145 | |
| (うち減価償却費 ⑤) | ( 24,206 ) | ( 3,262 ) | ( 1,490 ) | ( 12,781 ) | ( 6,671 ) | ( － ) | |
| (うち人件費 ⑤′) | ( 272,680 ) | ( 60,000 ) | ( 62,712 ) | ( 75,329 ) | ( 67,136 ) | ( 7,502 ) | |
| ※うち共通管理費 ⑥ | | 9,111 | 6,779 | 8,851 | 7,576 | 491 | ▲ 32,811 |
| (うち減価償却費 ⑦) | | ( － ) | ( － ) | ( － ) | ( － ) | ( － ) | ( － ) |
| (うち人件費 ⑦′) | | ( 8,207 ) | ( 6,107 ) | ( 7,973 ) | ( 6,825 ) | ( 442 ) | ( ▲ 29,556 ) |
| 事業利益 ⑧<br>(③－④) | 15,798 | 32,503 | 42,956 | ▲ 25,128 | ▲ 23,344 | ▲ 11,188 | |
| 事業外収益 ⑨ | 14,475 | 6,409 | 4,092 | 2,539 | 1,399 | 33 | |
| ※うち共通分 ⑩ | | 629 | 468 | 611 | 523 | 33 | ▲ 2,268 |
| 事業外費用 ⑪ | 5,714 | 1,567 | 1,166 | 1,591 | 1,303 | 84 | |
| ※うち共通分 ⑫ | | 1,567 | 1,166 | 1,523 | 1,303 | 84 | ▲ 5,646 |
| 経常利益 ⑬<br>(⑧＋⑨－⑪) | 24,559 | 37,345 | 45,882 | ▲ 24,180 | ▲ 23,248 | ▲ 11,238 | |
| 特別利益 ⑭ | 21,531 | 155 | 115 | 21,123 | 129 | 8 | |
| ※うち共通分 ⑮ | | 155 | 115 | 150 | 129 | 8 | ▲ 558 |
| 特別損失 ⑯ | 22,953 | 550 | 409 | 21,507 | 457 | 29 | |
| ※うち共通分 ⑰ | | 550 | 409 | 534 | 457 | 29 | ▲ 1,980 |
| 税引前当期利益 ⑱<br>(⑬＋⑭－⑯) | 23,137 | 36,950 | 45,588 | ▲ 24,564 | ▲ 23,576 | ▲ 11,259 | |
| 営農指導事業分配賦額⑲ | | － | － | 11,259 | － | ▲ 11,259 | |
| 営農指導事業分配賦後<br>税引前当期利益 ⑳<br>(⑱－⑲) | 23,137 | 36,950 | 45,588 | ▲ 35,824 | ▲ 23,576 | | |

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は各事業に直課できない部分

(注)1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等
① 共通管理費等 ： 「人頭割＋共通管理費配賦前の人件費を除いた事業管理費割＋事業総利益割」の平均値
② 営農指導事業 ： 農業関連事業に全額を配賦
2. 配賦割合1.の配賦基準等で算出した配賦の割合

| 区分 | 計 | 信用 | 共済 | 農業関連 | 生活その他 | 営農指導 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 共通管理費等 | 100.00 % | 27.77 % | 20.66 % | 26.98 % | 23.09 % | 1.50 % |
| 営農指導事業 | 100.00 % | 0.00 % | 0.00 % | 100.00 % | 0.00 % | |

## 7. 財務諸表の正確性にかかる確認

### 確 認 書

1　私は、当JAの令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。

2　この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。

(1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。

(2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。

(3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和5年7月28日

かいふ農業協同組合

代表理事組合長　　濵﨑　禎文

## 8. 会計監査人の監査

令和4年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

## Ⅱ　損益の状況

### 1．最近の5事業年度の主要な経営指標

（単位 ： 千円、人、％）

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 経常収益（事業収益） | 1,710,620 | 1,657,259 | 1,528,451 | 1,278,630 | 1,292,374 |
| 信用事業収益 | 218,286 | 213,842 | 182,981 | 164,247 | 159,102 |
| 共済事業収益 | 169,606 | 142,537 | 134,737 | 128,742 | 125,344 |
| 農業関連事業収益 | 794,872 | 799,631 | 792,860 | 507,845 | 528,827 |
| その他事業収益 | 527,855 | 501,247 | 417,871 | 493,608 | 477,613 |
| 経常利益 | 47,845 | 49,500 | 38,774 | 24,559 | 59,047 |
| 当期剰余金（注） | 68,313 | △ 50,248 | △ 4,034 | 20,160 | 46,243 |
| 出資金 | 283,177 | 280,238 | 276,827 | 276,494 | 248,658 |
| （出資口数） | (283,596口) | (280,646口) | (277,224口) | (276,877口) | (248,659口) |
| 純資産額 | 1,189,897 | 1,130,514 | 1,111,728 | 1,093,535 | 1,056,355 |
| 総資産額 | 33,055,077 | 31,644,913 | 31,194,584 | 30,576,648 | 31,034,115 |
| 貯金等残高 | 31,329,033 | 30,048,169 | 29,637,416 | 29,082,930 | 29,548,751 |
| 貸出金残高 | 3,016,486 | 2,629,240 | 2,343,583 | 2,084,329 | 1,918,592 |
| 有価証券残高 | 433,180 | 429,420 | 817,490 | 1,078,890 | 1,023,520 |
| 剰余金配当金額 | 2,768 | 2,698 | 2,719 | 2,676 | 2,447 |
| 出資配当の額 | 2,768 | 2,698 | 2,719 | 2,676 | 2,447 |
| 事業利用分量配当の額 | ― | ― | ― | ― | ― |
| 職員数 | 74 | 68 | 59 | 59 | 55 |
| 単体自己資本比率 | 10.52 | 10.08 | 10.13 | 10.44 | 10.39 |

注1：経常収益は各事業収益の合計額をあらわしています。

2：当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

3：信託業務の取扱は行っておりません。

4：「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

## 2. 利益総括表

（単位 ： 百万円、%）

| 項　　目 | 令和3年度 | 令和4年度 | 増減 |
|---|---|---|---|
| 資金運用収支 | 149 | 143 | △ 6 |
| 役務取引等収支 | 3 | 3 | 0 |
| その他信用事業収支 | △ 22 | △ 15 | 6 |
| 信用事業粗利益 | 130 | 130 | 0 |
| （信用事業粗利益率） | （ 0.46 ） | （ 0.46 ） | (0.00 ) |
| 事業粗利益 | 420 | 438 | 18 |
| （事業粗利益率） | （ 1.37 ） | （ 1.41 ） | (0.04 ) |
| 事業純益 | 15 | 30 | 14 |
| 実質事業純益 | 15 | 30 | 14 |
| コア事業純益 | 15 | 30 | 14 |
| コア事業純益<br>（投資信託解約損益を除く） | 15 | 30 | 14 |

## 3. 資金運用収支の内訳

（単位 ： 百万円、%）

| 項　目 | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 平均残高 | 利　息 | 利回り | 平均残高 | 利　息 | 利回り |
| 資金運用勘定 | 28,380 | 137 | 0.48 | 28,425 | 125 | 0.44 |
| うち預金 | 25,132 | 104 | 0.42 | 25,315 | 95 | 0.37 |
| うち有価証券 | 976 | 7 | 0.67 | 1,098 | 7 | 0.68 |
| うち貸出金 | 2,272 | 26 | 1.16 | 2,012 | 23 | 1.14 |
| 資金調達勘定 | 29,323 | 8 | 0.03 | 29,354 | 7 | 0.02 |
| うち貯金・定積 | 29,322 | 8 | 0.03 | 29,354 | 7 | 0.02 |
| うち借入金 | 1 | 0 | 0.48 | 1 | 0 | 0.49 |
| 総資金利ざや | ― | ― | 0.12 | ― | ― | 0.08 |

注1：総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価（資金調達利回り＋経費率）

2：資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

## 4. 受取・支払利息の増減額

（単位：百万円）

| 項　　目 | 3年度増減額 | 4年度増減額 |
|---|---|---|
| 受　取　利　息 | △ 17 | △ 7 |
| うち　預　　金 | △ 16 | △ 4 |
| うち　有価証券 | 3 | 0 |
| うち　貸　出　金 | △ 4 | △ 3 |
| 支　払　利　息 | △ 5 | △ 1 |
| うち　貯金・定積 | △ 5 | △ 1 |
| うち　借　入　金 | 0 | 0 |
| 差　　引 | △ 12 | △ 6 |

注1 ： 増減額は前年度対比です。

2：受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

# Ⅲ　事業の概況

## 1. 信用事業

### （1） 貯金に関する指標

#### ① 科目別貯金平均残高

（単位 ： 百万円、%）

| 科　　目 | 令和3年度 | 令和4年度 | 増　減 |
|---|---|---|---|
| 流 動 性 貯 金 | 9,931 （ 31.32 ） | 10,288 （ 35.05 ） | 356 |
| 定 期 性 貯 金 | 19,390 （ 68.68 ） | 19,065 （ 64.95 ） | △ 325 |
| そ の 他 の 貯 金 | ― （ ― ） | ― （ ― ） | ― |
| 計 | 29,322 （ 100.00 ） | 29,353 （ 100.00 ） | 31 |
| 譲 渡 性 貯 金 | ― （ ― ） | ― （ ― ） | ― |
| 合　　計 | 29,322 （ 100.00 ） | 29,353 （ 100.00 ） | 31 |

注1 ： 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金＋別段貯金

2 ： 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3 ： （ ）内は構成比です。

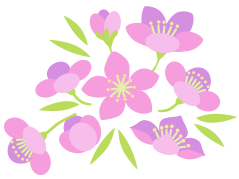

#### ② 定期貯金残高

（単位 ： 百万円、%）

| 種　類 | 令和3年度 | 令和4年度 | 増　減 |
|---|---|---|---|
| 定 期 貯 金 | 18,694 （ 100.00 ） | 18,789 （ 100.00 ） | 95 |
| うち固定金利定期 | 18,687 （ 99.96 ） | 18,783 （ 99.96 ） | 95 |
| うち変動金利定期 | 6 （ 0.03 ） | 6 （ 0.03 ） | 0 |

注1 ： 固定自由金利定期＝預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2 ： 変動自由金利定期＝預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3 ： （ ）内は構成比です。

## （2） 貸出金等に関する指標

### ① 科目別貸出金平均残高

（単位：百万円）

| 科　　目 | 令和3年度 | 令和4年度 | 増　減 |
|---|---|---|---|
| 手形貸付 | 4 | 5 | 0 |
| 証書貸付 | 2,182 | 1,918 | △ 264 |
| 当座貸越 | 86 | 88 | △0 |
| 合　　計 | 2,273 | 2,012 | △ 261 |

### ② 貸出金の金利条件別内訳残高

（単位 ： 百万円、%）

| 金利条件 | 令和3年度 | 令和4年度 | 増　減 |
|---|---|---|---|
| 固定金利貸出 | 1,936（　93.50　） | 1,776（　92.93　） | △ 160 |
| 変動金利貸出 | 46（　2.64　） | 51（　2.23　） | 5 |
| その他 | 101（　3.86　） | 90（　4.85　） | △ 10 |
| 合　　計 | 2,084（　100.00　） | 1,918（　100.00　） | △ 165 |

注1 ：（ ）内は構成比です。

### ③ 貸出金の担保別内訳残高

（単位：百万円）

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 増　減 |
|---|---|---|---|
| 貯　金　等 | 118 | 113 | △ 4 |
| 有　価　証　券 | ― | － | － |
| 動　産 | ― | － | － |
| 不　動　産 | ― | － | － |
| 共　済　質　権 | ― | － | － |
| そ の 他 担 保 物 | 16 | 11 | △ 4 |
| 計 | 134 | 125 | △ 9 |
| 農業信用基金協会 保証 | 456 | 479 | 22 |
| そ　の　他　保　証 | 97 | 106 | 9 |
| 計 | 553 | 585 | 32 |
| 信　用 | 1,396 | 1,207 | △ 188 |
| 合　計 | 1,918 | 1,207 | △ 188 |

### ④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

（単位：百万円）

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 増　減 |
|---|---|---|---|
| 貯　金　等 | ― | ― | ― |
| 有　価　証　券 | ― | ― | ― |
| 動　産 | ― | ― | ― |
| 不　動　産 | ― | ― | ― |
| そ の 他 担 保 物 | ― | ― | ― |
| 計 | ― | ― | ― |
| 信　用 | ― | ― | ― |
| 合　計 | ― | ― | ― |

## ⑤ 貸出金の使途別内訳残高

（単位 ： 百万円）

| 種　　類 | 令和3年度 | 令和4年度 | 増　減 |
|---|---|---|---|
| 設備資金 | 952 | 921 | △ 31 |
| 運転資金 | 1,131 | 997 | △ 134 |
| 合　　計 | 2,084 | 1,918 | △ 165 |

## ⑥ 貸出金の業種別残高

（単位 ： 百万円、%）

| 種　　類 | 令和3年度 | 令和4年度 | 増　減 |
|---|---|---|---|
| 農業 | 49 （ 2.39 ） | 79 （ 4.15 ） | 29 |
| 林業 | 7 （ 0.35 ） | 7 （ 0.38 ） | △ 0 |
| 水産業 | 25 （ 1.21 ） | 20 （ 1.09 ） | △ 4 |
| 製造業 | 22 （ 1.10 ） | 22 （ 1.17 ） | △ 0 |
| 鉱業 | 0 （ 0.00 ） | 0 （ 0.00 ） | － |
| 建設業 | 65 （ 3.14 ） | 42 （ 2.20 ） | △ 23 |
| 不動産業 | 0 （ 0.00 ） | 0 （ 0.00 ） | － |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 0 （ 0.00 ） | 0 （ 0.00 ） | － |
| 運輸通信業 | 1 （ 0.05 ） | 1 （ 0.09 ） | 0 |
| 卸売・小売・飲食業 | 25 （ 1.23 ） | 21 （ 1.11 ） | △ 4 |
| サービス業 | 173 （ 8.31 ） | 177 （ 9.23 ） | 3 |
| 金融・保険業 | 1 （ 0.06 ） | 0 （ 0.00 ） | △ 1 |
| 地方公共団体 | 1,389 （ 66.64 ） | 1,200 （ 62.58 ） | △ 188 |
| その他 | 323 （ 15.51 ） | 345 （ 18.02 ） | 22 |
| 合　　計 | 2,084 （ 100.00 ） | 1,918 （ 100.00 ） | △ 165 |

注1 ： （ ）内は構成比です

## ⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1）営農類型別

（単位：百万円）

| 種　類 | 令和3年度 | 令和4年度 | 増減 |
|---|---|---|---|
| 農業 | 61 | 63 | 2 |
| 穀作 | 0 | 0 | △ 0 |
| 野菜・園芸 | 14 | 11 | △ 3 |
| 果樹・樹園農業 | ― | ― | ― |
| 工芸作物 | ― | ― | ― |
| 養豚・肉牛・酪農 | ― | ― | ― |
| 養鶏・養卵 | 0 | ― | △ 0 |
| その他農業 | 46 | 52 | 5 |
| 農業関連団体等 | ― | ― | ― |
| 合　計 | 61 | 63 | 2 |

（注）1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関する事業に必要な資金等が該当します。

2.「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置付けられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれます。

3.「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

2）資金種類別

【貸出金】

（単位：百万円）

| 種　類 | 令和3年度 | 令和4年度 | 増　減 |
|---|---|---|---|
| プロパー資金 | 60 | 63 | 2 |
| 農業制度資金 | 0 | 0 | △ 0 |
| 農業近代化資金 | 0 | 0 | △ 0 |
| その他制度資金 | ― | ― | ― |
| 合　計 | 61 | 63 | 2 |

（注）1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは、①の転貸資金と②を対象にしています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

【受託貸付金】

（単位：百万円）

| 種　類 | 令和3年度 | 令和4年度 | 増　減 |
|---|---|---|---|
| 日本政策金融公庫資金 | ― | ― | ― |
| その他 | ― | ― | ― |
| 合　計 | ― | ― | ― |

（注）1. 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

## ⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

（単位 ： 百万円）

| 債 権 区 分 | | | 債権額 | 保全額 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 担保 | 保証 | 引当 | 合計 |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | | 4年度 | 6 | － | － | － | － |
| | | 3年度 | 7 | － | － | 7 | 7 |
| 危険債権 | | 4年度 | － | － | － | － | － |
| | | 3年度 | 2 | － | 0 | 2 | 2 |
| 要管理債権 | | 4年度 | － | － | － | － | － |
| | | 3年度 | － | － | － | － | － |
| | 三月以上延滞債権 | 4年度 | － | － | － | － | － |
| | | 3年度 | － | － | － | － | － |
| | 貸出条件緩和債権 | 4年度 | － | － | － | － | － |
| | | 3年度 | － | － | － | － | － |
| 小計 | | 4年度 | 6 | － | － | 6 | 6 |
| | | 3年度 | 9 | － | 0 | 7 | 7 |
| 正常債権 | | 4年度 | 1,912 | | | | |
| | | 3年度 | 2,074 | | | | |
| 合計 | | 4年度 | 1,919 | | | | |
| | | 3年度 | 2,084 | | | | |

(注)1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4.「三月以上延滞債権」と5.「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

## ⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

### ⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

| | 令和3年度 | | | | | 令和4年度 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 期末残高 | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 期末残高 |
| | | | 目的使用 | その他 | | | | 目的使用 | その他 | |
| 一般貸倒引当金 | 0 | 0 | ― | 0 | 0 | 0 | 0 | ― | 0 | 0 |
| 個別貸倒引当金 | 8 | 9 | ― | 8 | 9 | 9 | 6 | ― | 9 | 6 |
| 合計 | 9 | 10 | ― | 9 | 10 | 10 | 6 | ― | 9 | 6 |

### ⑪ 貸出金償却の額

（単位：百万円）

| | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---|---|---|
| 貸出金償却額 | ― | ― |

### （3）内国為替取扱実績

（単位：千件、百万円）

| 種類 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 仕向 | 被仕向 | 仕向 | 被仕向 |
| 送金・振込為替 | 件数 | 2,459 | 26,622 | 2,459 | 26,888 |
| | 金額 | 2,297 | 4,102 | 1,614 | 4,743 |
| 代金取立為替 | 件数 | 4 | 1 | 8 | − |
| | 金額 | 0 | 5 | 16 | − |
| 雑為替 | 件数 | 269 | 101 | 281 | 90 |
| | 金額 | 14 | 4 | 10 | 3 |
| 合計 | 件数 | 2,732 | 26,724 | 2,772 | 27,000 |
| | 金額 | 2,313 | 4,111 | 1,641 | 4,746 |

## （4） 有価証券に関する指標

### ① 種類別有価証券平均残高

（単位 ： 百万円）

| 種　　類 | 令和3年度 | 令和4年度 | 増　減 |
|---|---|---|---|
| 国　　債 | 213 | 298 | 85 |
| 地　方　債 | 300 | 300 | － |
| 社　　債 | ― | － | － |
| 株　　式 | ― | － | － |
| 外　国　債　券 | ― | － | － |
| そ の 他 の 証 券 | 461 | 500 | 39 |
| 合　　計 | 975 | 1,098 | 123 |

### ② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

### ③ 有価証券残存期間別残高

（単位 ： 百万円）

| 種　類 | 1年以下 | 1 年 超 3年以下 | 3 年 超 5年以下 | 5 年 超 7年以下 | 7 年 超 10年以下 | 10 年 超 | 期間の定めがない | 合　計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 令和3年度 | | | | | | | | |
| 国　債 | ― | ― | ― | ― | ― | 300 | ― | 300 |
| 地 方 債 | ― | ― | ― | ― | ― | 300 | ― | 300 |
| 社　債 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 株　式 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 外国債券 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| その他の証券 | ― | ― | 200 | ― | 300 | ― | ― | 500 |
| 貸付有価証券 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 令和4年度 | | | | | | | | |
| 国　債 | ― | ― | ― | ― | ― | 300 | ― | 300 |
| 地 方 債 | ― | ― | ― | ― | ― | 300 | ― | 300 |
| 社　債 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 株　式 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 外国債券 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| その他の証券 | ― | 200 | ― | ― | 300 | ― | ― | 500 |
| 貸付有価証券 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― |

## （5） 有価証券等の時価情報等

### ① 有価証券の時価情報等

（単位 ： 百万円）

| 保有区分 | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 取得価格 | 時価 | 評価損益 | 取得価格 | 時価 | 評価損益 |
| 売　買　目　的 | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 満 期 保 有 目 的 | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| そ　の　他 | 1,097 | 1,078 | △ 19 | 1,098 | 1,023 | △ 74 |
| 合　計 | 1,097 | 1,078 | △ 19 | 1,098 | 1,023 | △ 74 |

注 1：時価は期末日における市場価格によっています。

2：取得価格は取得原価又は償却原価によっています。

3：その他有価証券については、時価を貸借対照表価額として計上しております。

### ② 金銭の信託の時価情報等

該当する取引はありません。

### ③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

## 2.　共済取扱実績

### （1）　長期共済新契約高・長期共済保有高

（単位 ： 百万円）

| 種　　類 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 新契約高 | 保有高 | 新契約高 | 保有高 |
| 生命系 | 終身共済 | 96 | 20,001 | 59 | 19,032 |
| | 定期生命共済 | 8 | 128 | 0 | 118 |
| | 養老生命共済 | 24 | 6,236 | 4 | 5,319 |
| | うちこども共済 | 24 | 1,583 | 4 | 1,365 |
| | 医療共済 | ― | 97 | ― | 90 |
| | がん共済 | ― | 12 | ― | 12 |
| | 定期医療共済 | ― | 89 | ― | 82 |
| | 介護共済 | ― | 33 | 9 | 42 |
| | 年金共済 | ― | 10 | ― | 10 |
| 建物系 | 建物更生共済 | 2,044 | 64,121 | 2,180 | 63,638 |
| 合　　計 | | 2,173 | 90,731 | 2,253 | 88,346 |

注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む)を記載しています。

### （2）　医療系共済の共済金額保有高

（単位 ： 百万円）

| 種　　類 | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 新契約高 | 保有高 | 新契約高 | 保有高 |
| 医療共済 | －<br>5 | 7<br>6 | 0<br>3 | 6<br>9 |
| がん共済 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 定期医療共済 | － | 0 | － | 0 |
| 合　　計 | 0<br>5 | 7<br>6 | 0<br>3 | 7<br>9 |

注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

### （3） 介護系その他の共済の共済金額保有高

（単位 ： 百万円）

| 種　　類 | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 新契約高 | 保有高 | 新契約高 | 保有高 |
| 介護共済 | ― | 56 | 10 | 65 |
| 認知症共済 | ― | ― | 6 | 6 |
| 生活障害共済（一時金型） | 7 | 7 | 5 | 12 |
| 生活障害共済（定期年金型） | ― | 2 | ― | 2 |
| 特定重度疾病共済 | 1 | 4 | 1 | 6 |

注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

### （4） 年金共済の年金保有高

（単位 ： 百万円）

| 種　　類 | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 新契約高 | 保有高 | 新契約高 | 保有高 |
| 年 金 開 始 前 | 0 | 148 | 3 | 144 |
| 年 金 開 始 後 | ― | 69 | ― | 68 |
| 合　　計 | 0 | 217 | 3 | 212 |

注） 金額は、年金年額を記載しています。

### （5） 短期共済新契約高

（単位 ： 百万円）

| 種　　類 | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 金　額 | 掛　金 | 金　額 | 掛　金 |
| 火　災　共　済 | 2,217 | 2 | 2,216 | 2 |
| 自 動 車 共 済 | | 99 | | 98 |
| 傷　害　共　済 | 5,491 | 2 | 6,736 | 2 |
| 定額定期生命共済 | 4 | 0 | 4 | 0 |
| 賠 償 責 任 共 済 | | 0 | | 0 |
| 自 賠 責 共 済 | | 22 | | 22 |
| 計 | | 126 | | 126 |

注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

## 3. 農業・生活その他事業取扱実績

### （1） 購買事業取扱実績

（単位：千円）

| 種類 | | | 令和3年度取扱高 | 令和4年度取扱高 |
|---|---|---|---|---|
| 生産資材 | 肥料 | | 63,366 | 77,687 |
| | 農薬 | | 50,738 | 49,624 |
| | 飼料 | | 309,725 | 402,240 |
| | 農業機械 | | 28,021 | 33,240 |
| | 自動車（除く2輪車） | | 2,185 | 2,634 |
| | 燃料 | | 52,728 | 44,926 |
| | その他の生産資材 | | 79,225 | 85,884 |
| | 小計 | | 585,989 | 696,239 |
| 生活物資 | 食品 | 米 | 19,051 | 18,880 |
| | | 一般食品 | 4,933 | 5,056 |
| | 耐久消費財 | | 27,375 | 23,804 |
| | 家庭燃料 | | 396,930 | 399,108 |
| | その他の生活物資 | | 84,259 | 66,874 |
| | 小計 | | 532,551 | 513,723 |
| 合計 | | | 1,118,540 | 1,209,962 |

注 ： 購買品取扱高は、購買品供給高、購買手数料、購買手数料に係る購買品受入高を足し合わせたものです。

### （2）販売事業取扱実績

①受託販売品

（単位：千円）

| 種類 | | 令和3年度取扱高 | 令和4年度取扱高 |
|---|---|---|---|
| 野菜 | 胡瓜 | 283,333 | 306,577 |
| | 洋人参 | 296 | － |
| | ブロッコリー | 1,842 | 2,699 |
| | 菜の花 | 9,209 | 8,293 |
| | オクラ | 29,748 | 30,473 |
| 花卉・花木 | | 55,306 | 63,614 |
| その他 | | 4,035 | 4,842 |
| 合計 | | 383,773 | 416,500 |

注 ： 販売品取扱高は、販売手数料と販売手数料に係る販売品受入高を足し合わせたものです。

②買取販売品

（単位：千円）

| 種類 | 令和3年度取扱高 | 令和4年度取扱高 |
|---|---|---|
| 米 | 122,461 | 122,337 |
| 合計 | 122,461 | 122,337 |

（3） 保管事業取扱実績

（単位：千円）

| 種　　類 | 金額 | |
|---|---|---|
| | 令和3年度 | 令和4年度 |
| 収益 | 3,991 | 4,324 |
| 費用 | 1,202 | 1,328 |
| 差引 | 2,788 | 2,996 |

（4） 利用事業取扱実績

（単位：千円）

| 種　　類 | 金額 | |
|---|---|---|
| | 令和3年度 | 令和4年度 |
| 収益 | 16,014 | 16,774 |
| 費用 | 2,910 | 3,613 |
| 差引 | 13,103 | 13,161 |

（5） その他事業取扱実績

（単位：千円）

| 種　　類 | | 金額 | |
|---|---|---|---|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 |
| 農業経営事業 | 収益 | 8,345 | 7,671 |
| | 費用 | 4,494 | 4,955 |
| | 差引 | 3,851 | 2,716 |
| ライスセンター | 収益 | 14,207 | 16,074 |
| | 費用 | 9,981 | 12,079 |
| | 差引 | 4,226 | 3,995 |
| 育苗センター | 収益 | 26,339 | 24,924 |
| | 費用 | 19,606 | 17,201 |
| | 差引 | 6,733 | 7,722 |
| アグリサポート | 収益 | 8,538 | 7,255 |
| | 費用 | 7,496 | 6,996 |
| | 差引 | 1,041 | 258 |
| 指導事業 | 収入 | 3,594 | 1,941 |
| | 支出 | 5,874 | 4,075 |
| | 差引 | △ 2,280 | △ 2,134 |

# Ⅳ 経営諸指標

## 1. 利益率

（単位：%）

| 項　　目 | 令和3年度 | 令和4年度 | 増減 |
|---|---|---|---|
| 総資産経常利益率 | 0.07 | 0.19 | 0.12 |
| 資本経常利益率 | 2.21 | 5.54 | 3.33 |
| 総資産当期純利益率 | 0.06 | 0.15 | 0.09 |
| 資本当期純利益率 | 1.81 | 4.34 | 2.53 |

注1：総資産経常利益率=経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

2：資本経常利益率=経常利益／純資産勘定平均残高×100

3：総資産当期純利益率

=当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

4：資本当期純利益率=当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

## 2. 貯貸率・貯証率

（単位：%）

| 区分 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 増減 |
|---|---|---|---|---|
| 貯貸率 | 期　末 | 7.17 | 6.49 | △ 0.67 |
| | 期中平均 | 7.76 | 6.85 | △ 0.90 |
| 貯証率 | 期　末 | 3.71 | 3.46 | △ 0.25 |
| | 期中平均 | 3.33 | 3.74 | 0.41 |

注1：貯貸率（期　末）=貸出金／貯金残高×100

2：貯貸率（期中平均）=貸出金平均／貯金平均残高×100

3：貯証率（期　末）=有価証券残高／貯金残高／100

4：貯証率（期中平均）=有価証券平均残高／貯金平均残高／100

## ３．職員１人当たり指標

（単位：百万円）

| 項目 | | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---|---|---|---|
| 信用事業 | 貯金残高 | 765 | 869 |
| | 貸出金残高 | 55 | 56 |
| 共済事業 | 長期共済保有高 | 2,388 | 2,598 |
| 経済事業 | 購買品取扱高 | 29 | 36 |
| | 販売品取扱高 | 13 | 16 |

注） 職員数は令和3年度は38名、令和4年度は34名です。

## ４．１店舗当たり指標

（単位：百万円）

| 項目 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---|---|---|
| 貯金残高 | 14,541 | 14,774 |
| 貸出金残高 | 1,042 | 959 |
| 長期共済保有高 | 45,366 | 44,173 |
| 購買品取扱高 | 186 | 202 |

注１：金融・共済店舗数は令和3年度・令和4年度ともに2店舗です。

２：購買店舗は令和3年度・令和4年度ともに6店舗です。

# Ⅴ　自己資本の充実の状況

## 1．自己資本の構成に関する事項

（単位　：　千円、%）

| 項　　目 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---|---|---|
| コア資本に係る基礎項目 | | |
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額 | 957,044 | 976,385 |
| うち、出資金及び資本準備金の額 | 276,494 | 248,658 |
| うち、利益剰余金の額 | 688,393 | 732,786 |
| うち、外部流出予定額（△） | 2,676 | 2,447 |
| うち、上記以外に該当するものの額 | △ 5,166 | △ 2,612 |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 162 | 66 |
| 一般貸倒引当金コア資本算入額 | 162 | 66 |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | 21,378 | 10,638 |
| コア資本に係る基礎項目の額　（イ） | 978,585 | 987,090 |
| コア資本に係る調整項目 | | |
| コア資本に係る調整項目の額　（ロ） | ― | ― |
| 自己資本 | | |
| 自己資本の額（イ）−（ロ）　（ハ） | 978,585 | 987,090 |
| リスク・アセット等 | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 8,498,213 | 8,656,429 |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | 237,541 | 236,405 |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー | ― | ― |
| うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に掛かるものの額 | 237,541 | 236,405 |
| うち、上記以外に該当するものの額 | ― | ― |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額 | 869,882 | 838,808 |
| リスク・アセット等の額の合計額　（二） | 9,368,096 | 9,495,237 |
| 自己資本比率 | | |
| 自己資本比率（ハ）/（二） | **10.44** | **10.39** |

## 2. 自己資本の充実度に関する事項

### ① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分毎の内訳

（単位：千円）

| 信用リスク・アセット | 3年度 エクスポージャーの期末残高 | 3年度 リスク・アセット額 a | 3年度 所要自己資本額 b＝a×4% | 4年度 エクスポージャーの期末残高 | 4年度 リスク・アセット額 a | 4年度 所要自己資本額 b＝a×4% |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 現金 | 114,310 | － | － | 125,948 | － | － |
| 我が国の中央政府および中央銀行向け | 298,186 | － | － | 298,281 | － | － |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け | － | － | － | － | － | － |
| 国際決済銀行等向け | － | － | － | － | － | － |
| 我が国の地方公共団体向け | 1,689,579 | － | － | 1,501,104 | － | － |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け | － | － | － | － | － | － |
| 国際開発銀行向け | － | － | － | － | － | － |
| 地方公共団体金融機構向け | － | － | － | － | － | － |
| 我が国の政府関係機関向け | － | － | － | － | － | － |
| 地方三公社向け | － | － | － | － | － | － |
| 金融機関および第一種金融商品取引業者向け | 25,046,555 | 5,009,311 | 200,372 | 25,719,583 | 5,143,916 | 205,756 |
| 法人等向け | 60,007 | 7 | 0 | 60,007 | 7 | 0 |
| 中小企業等向けおよび個人向け | 226,871 | 158,117 | 6,325 | 246,461 | 173,843 | 6,953 |
| 抵当権付住宅ローン | 26,861 | 9,391 | 376 | 25,531 | 8,925 | 357 |
| 不動産取得等事業向け | － | － | － | － | － | － |
| 三月以上延滞等 | 11,322 | 2,223 | 89 | 6,815 | － | － |
| 取立未済手形 | 618 | 123 | 5 | 1,279 | 255 | 10 |
| 信用保証協会等による保証付 | 456,547 | 44,715 | 1,789 | 479,285 | 47,328 | 1,893 |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 | － | － | － | － | － | － |
| 共済約款貸付 | － | － | － | － | － | － |
| 出資等 | 249,239 | 249,239 | 9,970 | 249,192 | 249,192 | 9,967 |
| （うち出資等のエクスポージャー） | 249,239 | 249,239 | 9,970 | 249,192 | 249,192 | 9,967 |
| （うち重要な出資のエクスポージャー） | － | － | － | － | － | － |
| 上記以外 | 1,667,780 | 2,782,529 | 111,301 | 1,659,682 | 2,795,766 | 111,830 |
| （うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー） | － | － | － | － | － | － |
| （ うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー） | 771,830 | 1,929,575 | 77,183 | 771,830 | 1,929,575 | 77,183 |
| （うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー） | － | － | － | 11,859 | 29,649 | 1,185 |
| （うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー） | － | － | － | － | － | － |
| （うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー） | － | － | － | － | － | － |
| （うち上記以外のエクスポージャー） | 895,950 | 852,954 | 34,118 | 875,992 | 836,542 | 33,461 |
| 証券化 | － | － | － | － | － | － |
| （うちSTC要件適用分） | － | － | － | － | － | － |
| （うち非STC要件適用分） | － | － | － | － | － | － |
| 再証券化 | － | － | － | － | － | － |
| リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー | 500,000 | 5,013 | 201 | 500,000 | 786 | 31 |
| （うちルックスルー方式） | 500,000 | 5,013 | 201 | 500,000 | 786 | 31 |
| （うちマンデート方式） | － | － | － | － | － | － |
| （うち蓋然性方式250%） | － | － | － | － | － | － |
| （うち蓋然性方式400%） | － | － | － | － | － | － |
| （うちフォールバック方式） | － | － | － | － | － | － |
| 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 | － | 237,541 | 9,502 | － | 236,405 | 9,456 |
| 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△) | － | － | － | － | － | － |
| 標準的手法を適用するエクスポージャー計 | 30,347,882 | 8,498,213 | 339,929 | 30,873,173 | 8,656,429 | 346,257 |
| CVAリスク相当額÷8% | － | － | － | － | － | － |
| 中央清算機関関連エクスポージャー | － | － | － | － | － | － |
| 合計（信用リスク・アセットの額） | 30,347,882 | 8,498,213 | 339,929 | 30,873,173 | 8,656,429 | 346,257 |

| オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額〈基礎的手法〉 | オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a | 所要自己資本額 b＝a×4% | オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a | 所要自己資本額 b＝a×4% |
|---|---|---|---|---|
| | 869,882 | 34,795 | 838,808 | 33,552 |

| 所要自己資本額 | リスク・アセット等(分母)計 a | 所要自己資本額 b＝a×4% | リスク・アセット等(分母)計 a | 所要自己資本額 b＝a×4% |
|---|---|---|---|---|
| | 9,368,096 | 374,723 | 9,495,237 | 379,809 |

注1:「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類毎に記載しています。

2:「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

3:「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4:「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

5:「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

6:「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

7:「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

8:当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)＞

$$\frac{\text{(粗利益(正の値の場合に限る)×15\%)の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

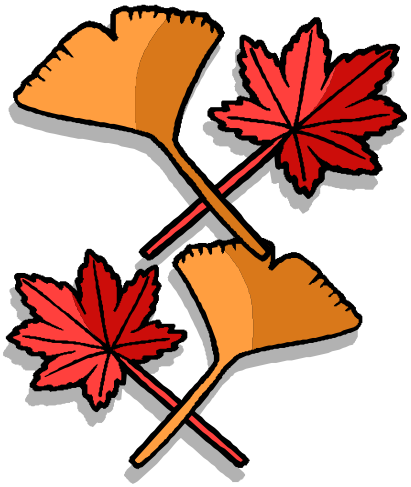

## ３．信用リスクに関する事項

### ①標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

（ア）リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは，以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

| 適格格付機関 |
|---|
| 株式会社格付投資情報センター(Ｒ＆Ｉ) |
| 株式会社日本格付研究所(JCR) |
| ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's) |
| Ｓ＆Pグローバル・レーティング(Ｓ＆P) |
| フィッチレーティングスリミテッド(Fitch) |

（注）「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

（イ）リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

| エクスポージャー | 適格格付機関 | カントリーリスク・スコア |
|---|---|---|
| 金融機関向けエクスポージャー | | 日本貿易保険 |
| 法人等向けエクスポージャー(長期) | R＆I，Moody's，JCR，S&P，Fitch | |
| 法人等向けエクスポージャー(短期) | R＆I，Moody's，JCR，S&P，Fitch | |

## ② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別，業種別，残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：千円）

| | | 3年度 | | | | 4年度 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 | うち貸出金等 | うち債券 | 三月以上延滞エクスポージャー | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 | うち貸出金等 | うち債券 | 三月以上延滞エクスポージャー |
| 国内 | | 29,847,882 | 2,084,804 | 1,603,453 | 11,322 | 30,373,173 | 1,918,986 | 1,603,568 | 6,815 |
| 国外 | | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 地域別残高計 | | 29,847,882 | 2,084,804 | 1,603,453 | 11,322 | 30,373,173 | 1,918,986 | 1,603,568 | 6,815 |
| 法人 | 農業 | 3,362 | 3,362 | — | — | 7,853 | 7,853 | — | — |
| | 林業 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 水産業 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 製造業 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 鉱業 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 建設・不動産業 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 電気・ガス・熱供給・水道業 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 運輸・通信業 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 金融・保険業 | 25,106,563 | 60,007 | — | — | 25,779,591 | 60,007 | — | — |
| | 卸売・小売・飲食・サービス業 | 26,053 | 26,053 | — | — | — | — | — | — |
| | 日本国政府・地方公共団体 | 1,961,712 | 1,363,100 | 598,611 | — | 1,799,385 | 1,200,678 | 598,706 | — |
| | 上記以外 | 1,021,069 | — | 1,004,842 | — | 1,021,022 | — | 1,004,862 | — |
| 個人 | | 632,281 | 632,281 | — | — | 650,446 | 650,446 | — | — |
| その他 | | 1,096,840 | — | — | — | 1,114,874 | — | — | — |
| 業種別残高計 | | 29,847,882 | 2,084,804 | 1,603,453 | — | 30,373,173 | 1,918,986 | 1,603,568 | — |
| 1年以下 | | 25,121,585 | 75,029 | — | | 25,618,448 | 48,865 | — | |
| 1年超3年以下 | | 161,948 | 161,948 | — | | 279,398 | 129,398 | — | |
| 3年超5年以下 | | 235,220 | 235,220 | — | | 198,518 | 198,518 | — | |
| 5年超7年以下 | | 256,685 | 256,685 | — | | 314,422 | 314,422 | — | |
| 7年超10年以下 | | 724,948 | 724,948 | — | | 623,223 | 623,223 | — | |
| 10年超 | | 1,141,535 | 542,924 | 598,611 | | 1,141,894 | 543,187 | 598,706 | |
| 期限の定めのないもの | | 2,205,957 | 88,048 | 1,004,842 | | 2,197,267 | 61,371 | 1,004,862 | |
| 残存期間別残高計 | | 29,847,882 | 2,084,804 | 1,603,453 | | 30,373,173 | 1,918,986 | 1,603,568 | |

注1：信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2：「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲内でお客様の請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能額も含めています。

3：「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。

4：「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

5：「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

## ③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：千円）

| 区分 | 3年度 | | | | | 4年度 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 期末残高 | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 期末残高 |
| | | | 目的使用 | その他 | | | | 目的使用 | その他 | |
| 一般貸倒引当金 | 521 | 162 | ― | 521 | 162 | 162 | 66 | ― | 162 | 66 |
| 個別貸倒引当金 | 8,925 | 9,840 | ― | 8,925 | 9,840 | 9,840 | 6,815 | ― | 9,840 | 6,815 |

## ④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

（単位：千円）

| | | 3年度 | | | | | | 4年度 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 期末残高 | 貸出金償却 | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 期末残高 | 貸出金償却 |
| | | | | 目的使用 | その他 | | | | | 目的使用 | その他 | | |
| 国　内 | | 8,925 | 9,840 | ― | 8,925 | 9,840 | ― | 9,840 | 6,815 | ― | 9,840 | 6,815 | ― |
| 国　外 | | ― | ― | ― | ― | ― | | ― | ― | ― | ― | ― | |
| 地域別計 | | 8,925 | 9,840 | ― | 8,925 | 9,840 | ― | 9,840 | 6,815 | ― | 9,840 | 6,815 | ― |
| 法人 | 農業 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| | 林業 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| | 水産業 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| | 製造業 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| | 鉱業 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| | 建設・不動産業 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| | 電気・ガス・熱供給・水道業 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| | 運輸・通信業 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| | 金融・保険業 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| | 卸売・小売・飲食・サービス業 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| | 日本国政府・地方公共団体 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| | 上記以外 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 個　人 | | 8,925 | 9,840 | ― | 8,925 | 9,840 | ― | 9,840 | 6,815 | ― | 9,840 | 6,815 | ― |
| 業種別計 | | 8,925 | 9,840 | ― | 8,925 | 9,840 | ― | 9,840 | 6,815 | ― | 9,840 | 6,815 | ― |

## ⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

（単位：千円）

| | | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---|---|---|---|
| 信用リスク削減効果勘案後残高 | リスク・ウエイト　0% | 2,230,544 | 2,045,485 |
| | リスク・ウエイト　2% | ― | ― |
| | リスク・ウエイト　4% | ― | ― |
| | リスク・ウエイト　10% | 447,152 | 473,282 |
| | リスク・ウエイト　20% | 25,047,174 | 25,720,863 |
| | リスク・ウエイト　35% | 26,832 | 25,502 |
| | リスク・ウエイト　50% | 6,940 | 6,815 |
| | リスク・ウエイト　75% | 210,823 | 231,791 |
| | リスク・ウエイト 100% | 1,339,742 | 1,322,147 |
| | リスク・ウエイト 150% | 4,382 | ― |
| | リスク・ウエイト 250% | 771,830 | 783,689 |
| | その他 | ― | ― |
| リスク・ウエイト 1,250% | | ― | ― |
| 計 | | 30,085,423 | 30,609,579 |

（注）

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

## ４．　信用リスク削減手法に関する事項

### ①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。
当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA−またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については，①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。
担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直し行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

### ②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：千円）

| | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 適格金融資産担保 | 保証 | 適格金融資産担保 | 保証 |
| 我が国の政府関係機関向け | ― | ― | ― | ― |
| 地方三公社向け | ― | ― | ― | ― |
| 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け | ― | ― | ― | ― |
| 法人等向け | ― | ― | ― | ― |
| 中小企業等向け及び個人向け | ― | ― | ― | ― |
| 抵当権付住宅ローン | ― | ― | ― | ― |
| 不動産取得等事業向け | ― | ― | ― | ― |
| 三月以上延滞等 | ― | ― | ― | ― |
| 証券化 | ― | ― | ― | ― |
| 上記以外 | ― | ― | ― | ― |
| 合計 | ― | ― | ― | ― |

（注）

1.「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸付金や有価証券等が該当します。

2.「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。

3.「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4.「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

## 5.　派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

## 6.　証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## 7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

### ①出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを系統および系統外出資に区分して管理しています。

その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等について系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金の計上や償却を行っています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

### ②出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

（単位：千円）

| | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 貸借対照表計上額 | 時価評価額 | 貸借対照表計上額 | 時価評価額 |
| 上場 | ― | ― | ― | ― |
| 非上場 | 1,021,069 | 1,021,069 | 1,021,022 | 1,021,022 |
| 合計 | 1,021,069 | 1,021,069 | 1,021,022 | 1,021,022 |

（注）「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

### ③出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

（単位：千円）

| | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 売却益 | 売却損 | 償却額 | 売却益 | 売却損 | 償却額 |
| 上場 | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 非上場 | ― | ― | ― | ― | ― | 67 |
| 合計 | ― | ― | ― | ― | ― | 67 |

### ④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（その他有価証券の評価損益）

（単位：千円）

| 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|---|---|---|---|
| 評価益 | 評価損 | 評価益 | 評価損 |
| 12,482 | 31,598 | 280 | 74,860 |

### ⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益）

子会社・関連会社はありません。

## 8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## 9. 金利リスクに関する事項

### ①金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続き」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当JAは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」(日本公認会計士協会)に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（⊿EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は2．5年です。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
　一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
・内部モデルの使用等、⊿EVEおよび⊿NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
　内部モデルは使用しておりません。
・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
　該当ありません。

◇⊿EVEおよび⊿NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
・金利ショックに関する説明
　リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる⊿EVEおよび⊿NIIと大きく異なる点
　特段ありません。

## ②金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

| IRRBB 1 ：金利リスク | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 項番 | | イ | ロ | ハ | ニ |
| | | ⊿EVE | | ⊿NII | |
| | | 当期末 | 前期末 | 当期末 | 前期末 |
| 1 | 上方パラレルシフト | 92 | 93 | 1 | － |
| 2 | 下方パラレルシフト | － | － | 2 | 0 |
| 3 | スティープ化 | 165 | 169 | | |
| 4 | フラット化 | 8 | 11 | | |
| 5 | 短期金利上昇 | 41 | 37 | | |
| 6 | 短期金利低下 | 99 | 82 | | |
| 7 | 最大値 | 165 | 169 | | |
| | | ホ | | ヘ | |
| | | 当期末 | | 前期末 | |
| 8 | 自己資本の額 | 986 | | 978 | |

## 【役員等の報酬体系】

### （1）役員

① 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規程されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

② 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する基本報酬の、令和3年度における支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振込みの方法による現金支給のみであります。

（単位：千円）

| | 支給総額 |
|---|---|
| | 基本報酬 |
| 対象役員（注1）に対する報酬等 | 23,200 |

注1　：　対象役員は、理事11名、監事4名です。

③ 対象役員の報酬等の決定等について

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事会の協議によって定めています。

# JAの概要

## 1. 機構図

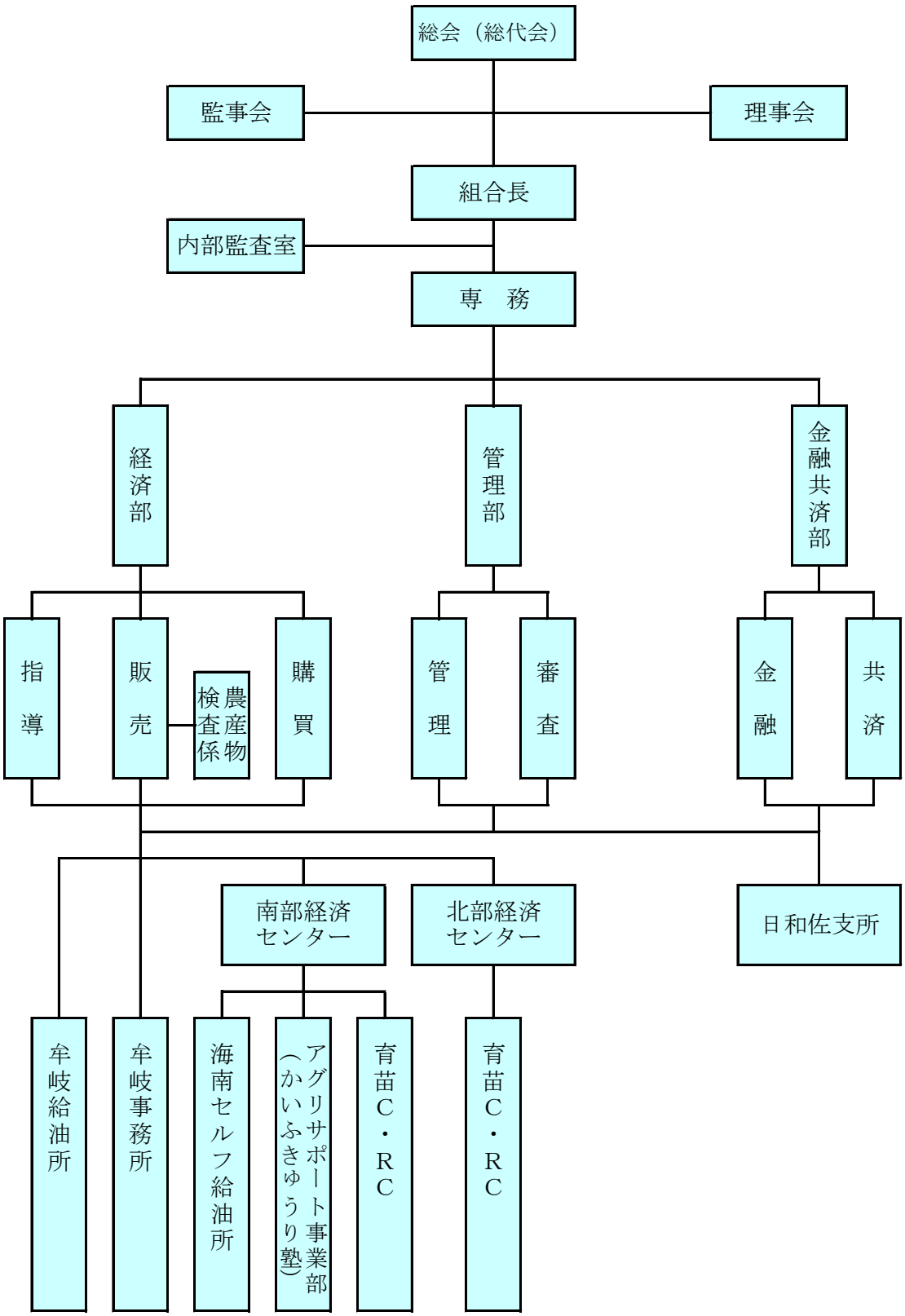
総会（総代会）
監事会
理事会
組合長
内部監査室
専　務
経済部
管理部
金融共済部
指導
販売
農産物検査係
購買
管理
審査
金融
共済
南部経済センター
北部経済センター
日和佐支所
牟岐給油所
牟岐事務所
海南セルフ給油所
アグリサポート事業部（かいふきゅうり塾）
育苗C・RC
育苗C・RC

## 2.　役員構成（役員一覧）

令和5年7月1日現在

| 区分 | | | 氏名 | 就任年月日 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 役職名 | 常勤・非常勤の別 | 代表権の有無 | | | |
| 代表理事組合長 | 常　勤 | 有 | 濵﨑　禎文 | 平11．4．1 | |
| 代表理事専務 | 常　勤 | 有 | 山本　強 | 平27．3．13 | |
| 第一理事 | 非常勤 | 無 | 新居　利之 | 平14．6．26 | |
| 第二理事 | 非常勤 | 無 | 坂千代　克彦 | 平14．6．26 | |
| 理　　事 | 非常勤 | 無 | 笹田　重信 | 平24．6．28 | |
| 理　　事 | 非常勤 | 無 | 坂本　登 | 平27．6．26 | |
| 理　　事 | 非常勤 | 無 | 豊田　穂 | 令 3．6．29 | |
| 理事金融共済部長 | 常　勤 | 無 | 古戸　肇 | 令 3．6．29 | 信用事業専任理事<br>職員兼務理事 |
| 理　　事 | 非常勤 | 無 | 阪口　豊美 | 令 3．6．29 | 女性理事 |
| 理　　事 | 非常勤 | 無 | 山下　浩美 | 平27．6．26 | 女性理事 |
| 理　　事 | 非常勤 | 無 | 岸本　行宏 | 平27．6．26 | |
| 代表監事 | 非常勤 | | 福岡　隆 | 平24．6．28 | |
| 監　　事 | 非常勤 | | 東甫　壮一郎 | 平27．6．26 | |
| 常勤監事 | 常　勤 | | 津井溜　和広 | 平27．6．26 | |
| 監　　事 | 非常勤 | | 片山　天四郎 | 令 3．6．29 | 員外監事 |

## 3.　組合員数

（単位　：　人）

| 資格区分 | | | 令和3年度末 | 令和4年度末 | 増減 |
|---|---|---|---|---|---|
| 正組合員 | 個人 | | 3,198 | 2,869 | △ 329 |
| | 法人 | 農事組合法人 | 3 | 3 | ― |
| | | その他の法人 | 15 | 14 | △ 1 |
| | 計 | | 3,216 | 2,886 | △ 330 |
| 准組合員 | 個人 | | 2,332 | 2,251 | △ 81 |
| | 法人 | 農業協同組合 | ― | ― | ― |
| | | 農事組合法人 | ― | ― | ― |
| | | その他の団体 | 11 | 11 | ― |
| | 計 | | 2,343 | 2,262 | △ 81 |
| 合計 | | | 5,559 | 5,148 | △ 411 |

## 4.　地区一覧

**この組合の地区は、海部郡一円です。**

事務所は、次の地区に置いています。

**（主たる事務所の所在地）**

**・海部郡海陽町大里**

（従たる事務所の所在地）

・海部郡美波町奥河内

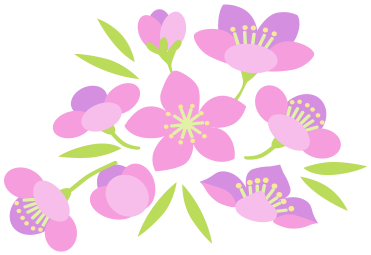

## 5. 特定信用事業代理業者の状況

該当はありません。

## ６．　組合員組織の状況

（単位：人）

| 組織名 | 構成員数 | 組織名 | 構成員数 |
|---|---|---|---|
| 日和佐乙姫米栽培研究会 | 28 | 海南花木研究会 | 3 |
| JAかいふ菜の花生産部会 | 33 | 海 菊部会 | 1 |
| 牟岐産直市生産者部会 | 42 | 海陽町オクラ生産部会 | 27 |
| 牟岐町ハナエチゼン栽培研究会 | 10 | 川西洋蘭組合 | 1 |
| JAかいふ促成胡瓜部会 | 31 | 海陽町ブロッコリー部会 | 5 |
| 海 促成胡瓜部会 | 16 | JAかいふ女性部 | 369 |
| 宍喰促成胡瓜部会 | 15 | JAかいふ年金友の会 | 1,704 |
| 海南オンシジュウム生産組合 | 2 | | |

## 7.　沿革・あゆみ

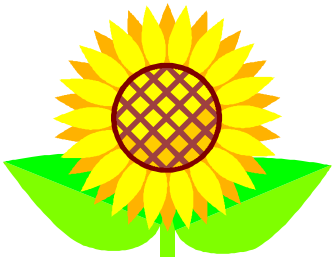

・昭和22年11月19日　農業協同組合法公布。

・昭和23年　昭和22年12月の農協法施行を受け、各地区の農業会は解体し、農業協同組合が設立される。

・昭和30年　4月　1日　三岐田町農協・阿部村農協が合併し、由岐町農協が誕生。

・昭和31年　9月　1日　宍喰農協と宍喰西部農協が合併し、新たに宍喰農協が誕生。

・昭和41年　2月　1日　日和佐町農協・赤河内農協・赤松農協が合併し、日和佐農協が誕生。

・昭和44年　4月　1日　川東農協・浅川農協が合併し、海南町農協が誕生。

・昭和45年　3月13日　海部郡下灘地区農協合併協議会が組織される。

・昭和48年　5月　1日　由岐町農協・日和佐農協・海南町農協・川上農協・川西農協・海部東農協・宍喰農協が合併し、海部郡農協が誕生。

・平成10年12月　8日　海部郡農協・牟岐農協で合併臨時総会を開催し、合併を決議。

・平成10年12月22日　設立委員会発足。

・平成11年　3月24日　合併設立認可。

・平成11年　4月　1日　海部郡農協・牟岐農協が合併し、かいふ農協が誕生。
組合長に冨沢俊夫氏が就任。

・平成27年　2月14日　組合長に濵﨑禎文氏が就任。

**合併時の概況**

| | |
|---|---|
| 組合員総数 | 6，615人 |
| 正職員総数 | 84人 |
| 貯金残高 | 201億円 |
| 共済保有高 | 1，703億円 |
| 出資金総額 | 265百万円 |

## 8. 店舗等のご案内

# JAかいふ

## 事業所案内

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| **【海陽町】** | | | | |
| 本所 | | | | |
| 管理部・経済部 | TEL | 74-1530 | Fax 74-1539 | 〒775-0203 海陽町大里字松ノ本77番地 |
| 金融共済部本部 | TEL | 74-1533 | | |
| 金融窓口 | TEL | 73-1216 | Fax 73-1215 | |
| 南部経済センター | TEL | 73-1947 | Fax 73-0080 | |
| 海南出荷場 | TEL | 73-2537 | Fax 73-2582 | 〒775-0203 海陽町大里字松ノ本71番地3 |
| 海南農機センター | TEL | 73-2455 | ― | |
| 海南セルフ給油所 | TEL | 73-2071 | ― | 〒775-0203 海陽町大里字松ノ本66番地2 |
| 下灘育苗・ライスセンター | TEL | 73-3581 | Fax 73-3740 | 〒775-0307 海陽町芝字中川原37番地3 |
| 宍喰出荷場 | TEL | 76-2142 | Fax 76-2369 | 〒775-0502 海陽町久保字板取4番地8 |
| **【美波町】** | | | | |
| 日和佐支所<br>北部経済センター | TEL | 77-1266 | Fax 77-1270 | 〒779-2305 美波町奥河内字寺前200番地 |
| 日和佐農機センター | TEL | 77-0817 | Fax 77-0890 | 〒779-2306 美波町西河内字月輪112番地 |
| 赤松ライスセンター | TEL | 79-3458 | ― | 〒779-2301 美波町赤松字寺野198番地3 |
| **【牟岐町】** | | | | |
| 牟岐事務所 | TEL | 72-0331 | | |
| 花かご館 | TEL | 74-0875 | Fax 72-1170 | 〒775-0006 牟岐町大字中村字本村5番地2 |
| 葬祭フリーダイヤル | TEL | 0120-74-0875 | | |
| 牟岐給油所 | TEL | 72-0466 | Fax 72-0413 | 〒775-0004 牟岐町大字川長字関34番地1 |

# ～　終わりに　～

わたしたちは、

組合員をはじめ地域の皆様方に安心してJAをご利用いただくために、財務・経営の情報を公開しています。

わたしたちは、

皆様方に情報を絶えず発信するとともに、皆様方からの情報を広く吸収したいと考えています。

わたしたちは、

変わりゆく社会環境・経済環境の中で、地域の金融機関としての社会的責任と地域のコミュニケーション拠点として、あるべき姿を追求しています。

そして、わたしたちは、

この冊子をご覧いただいた皆様方とともに、明日の夢を描きたいと願っています。

令和5年7月

**かいふ農業協同組合**

JA

かいふ農業協同組合
〒775-0203
徳島県海部郡海陽町大里字松ノ本77番地
Tel (0884)74-1530
Fax (0884)74-1539